

平成24年第3回定例会会議録（第3号）

平成24年9月12日

○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	友永哲男	君
副市長	阿南俊晴	君	教育長	寺岡悌二	君
水道企業管理者	亀山勇	君	総務部長	釜堀秀樹	君
企画部長	大野光章	君	建設部長	糸永好弘	君
生活環境部長	永井正之	君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	伊藤慶典	君
消防長	渡邊正信	君	教育次長	豊永健司	君
企画部参事	福田茂	君	政策推進課長	稲尾隆	君
財産活用課長	原田勲明	君	秘書広報課長	田北浩司	君
自治振興課参事	月輪利生	君	ONSENツーリズム部次長 兼観光まちづくり課長	松永徹	君
商工課長	挾間章	君	福祉保健部次長 兼障害福祉課長	岩尾邦雄	君

高齢者福祉課長	中西康太君	健康づくり推進課長	甲斐慶子君
都市政策課長	坂東良昭君	道路河川課長	岩田弘君
教育総務課長	重岡秀徳君	学校教育課長	古田和喜君
生涯学習課参事	溝部敏郎君	水道局管理課長	三枝清秀君
水道局工務課参事	佐藤順也君	消防本部次長 兼 警防課長	笠置高明君
選挙管理委員会 事務局 長	吉野武君		

○議会事務局出席者

局 長	檜垣伸晶	参事兼調査係長	宮森久住
次長兼庶務係長	小野大介	次長兼議事係長	浜崎憲幸
主 査	河野伸久	主 査	溝部進一
主 任	甲斐俊平	主 任	波多野博
主 任	池上明子	主 事	山本佳代子
速 記 者	桐生能成		

○議事日程表（第3号）

平成24年9月12日（水曜日）午前10時開議
第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 3 号により行います。

日程第 1 により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○12 番（猿渡久子君） 質問項目がたくさんありますが、どれも大事な問題ですので、しっかり頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、介護保険の問題から質問に入っていきます。

今年度、この 4 月から第 5 期介護保険計画で介護保険料が大幅に上がりました。42.9%、43% 余りも平均で介護保険料が上がりまして、私のところにも、「こんなに上がったら困る。うちの奥さんなんか、ほとんど年金がないのに 1 人ずつ介護保険料を払わんといけんで、何でこんなに上がるのか」という苦情が寄せられています。そういう声がたくさん聞かれています、その反響については、6 月議会でも答弁をいただいています、その後、現在までの苦情等の問い合わせ件数、どのくらいになっているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

さきの 6 月議会にて、平成 24 年度介護保険料決定通知の送付後 1 週間で約 500 件の電話・窓口等での対応を行ったと答弁いたしました、その後も引き続き 1 日平均 10 件程度の対応を行っておりまして、6 月中旬から 8 月末までに 500 件程度の窓口・電話での対応を行ってきたところでございます。

○12 番（猿渡久子君） 合計で 1,000 件程度ということになるわけですね。今年度から介護保険料の値上げに伴いまして、私たちが求めてきました軽減制度が充実をされました。その軽減制度については、第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階の方が対象で、その方々のうちいろいろと条件がありますが、預貯金が 350 万を超えないとか、生活保護基準の 1.2 倍以下だとか、そういう基準がありますけれども、第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階の方、特に第 2、第 3 段階の方、住民税非課税の方ですけれども、そういう方は高齢者福祉課の方に問い合わせして手続をしていただくといいと思うのですけれども、そういう軽減の制度を幅広くお知らせするということが大事だということは、これまでも言ってきたのですけれども、まず、その申請件数と軽減になった件数、どのくらいあるか教えてください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

8 月末現在で軽減の申請が 151 件ありまして、そのうち軽減に該当した件数が 135 件となっております。昨年度は申請が 83 件で、該当した件数が 79 件ですので、現在のところ 2 倍近い件数となっております。

○12 番（猿渡久子君） 135 件、この方たちは、介護保険料が半額に軽減されますので、大変ありがたい制度です。その手続をした後の分しか軽減されませんね。ですから、早く手続をしていただく、早くお知らせをするということが大事だと思いますけれども、どのようなお知らせの仕方をしているのか。

私は、ホームページを見ましたら、ホームページに載っていなかったもので、少し前にホームページに載せてくださいということもお願いしました。それ以外にも民生委員さんとかケアマネジャーさんとか施設の関係者とか、そういう方々にもしっかりとお知らせをして、そういう方を通して高齢者の方にお知らせしていただく、ということも大事だと思いますけれども、どうでしょうか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

介護保険料の軽減制度につきましては、市報 5 月、6 月号に掲載しまして、特に 6 月号では市報とともに平成 24 年度の介護保険料について、軽減制度も含めまして詳しく記載したリーフレットを全戸に配布しています。また、前年度に軽減を受けられた方には、今

年度も申請が必要な旨記載した通知を、これも個別にお送りしております。今後は、別府市公式ホームページ等も活用しながら、さらなる周知徹底を図っていきたいと考えております。

- 12番（猿渡久子君） 個別にお知らせされているということは、ありがたいと思うのです。ぜひ利用を広げていただきたいと思います。

別杵速見地域広域市町村圏事務組合が運営をしてきた特別養護老人ホーム広寿苑、これが民営化をされまして、この積立金1億9,400万円、2億円近い金額が別府市に入ってきました。それが3月議会のときに入ってきたのですけれども、ちょうど介護保険料の値上げの条例案が出ているときで、私たちは、その1億9,400万円を介護保険料の上げ幅を抑えるために使ってもらいたいというふうに考えて努力もしたのですが、それが実現できずに非常に残念に思っています。その2億円近い金額、これは介護保険の事業の中で積み立てられてきたものですので、ぜひこれ、また2年半後に介護保険料が改定をされて、また大幅な値上げになるのではないかと心配しているのですけれども、このままでいくと3年ごとに介護保険料が大幅に上がっていくということになってしまいますが、そのとき、第6期の介護保険料を少しでも抑えるために、ぜひ使ってもらいたいということを強く求めておきたいと思えます。

次に、介護保険サービスの問題に移ります。

介護保険サービスを利用して共同温泉などの共同浴場、温泉に行く場合、入浴介助を受けるケアプランを作成していたケアマネジャーさんに、最近説明会を行っています。8月8日に説明会をしているというふうに聞いています。そのときに、自宅にお風呂がない高齢者の方に対しても共同浴場、共同温泉での入浴介助を原則認めないという指導がされたというふうに聞きました。これ、基本的に全国的には温泉というのは娯楽の施設だという扱いでこういうふうな指導がなされるというのはわかるのですけれども、別府市の場合は、自宅にお風呂がなく、近くの温泉に日常的に通って、そこで近所の人とのコミュニケーションもあって心身ともに健康にということが、別府独自の地域性であり、別府独自の文化です、地域文化。それは浜田市長もいつも言われていることです。そういう中で、やっぱりこういうことというのはどうなのかという声が、私のところにも寄せられましたし、私自身もそれを聞いて、どういうことなのかというふうに思ったわけですが、一体これはどういうことなのかをまず説明してください。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

別府市は、昔ながらの温泉地でありまして、温泉を共同で使い管理する共同浴場が多数存在し、自宅にお風呂をつくられていない方がいらっしゃいます。そんな別府特有の地域性を考慮に入れまして、やむを得ない場合のみ保険者判断で共同浴場での入浴介助を例外的に認めていた経緯がございます。しかし、最近ではそれが拡大解釈され利用されていることがわかりましたので、今年度、基本的な判断基準を作成しまして、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーに指導を行ったということでございます。

- 12番（猿渡久子君） これは非常に大事なことなのです。原則的にその基準を設けないでいいというふうに私は言っているわけではないのですけれども、一定の基準を設けるということは理解できます。しかしながら、別府にとって非常に大事な問題なのに、これを市長にも相談せずに行っているのでしょうか。そこのところが私は問題だと思うのです。やはり市長がふだん言われていることと矛盾するのではないかとというふうに、矛盾する点が出てくるのではないかとこの気もするので、こういうことをするからには市長の判断を仰いで、相談をした上でやるべきだったと思いますけれども、その点どうでしょうか。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

今後、このようなケースにつきましては、上司の判断を含め、より慎重な対応をとるよ

うに努めたいと思います。

ただ一つ御理解いただきたいのは、今回お尋ねの訪問介護サービスについては、介護保険の規程によりまして、要介護・要支援者が自宅において受ける居宅サービスであることが明記されております。したがって、自宅以外の場所での入浴介助は、もともと介護保険にないサービスであることについて、まず御理解いただくようお願いいたしますと考えております。

また、自宅にお風呂がない場合、それにかわるサービスとしまして、浴槽を自宅に持ち込んで行う訪問入浴サービスやデイサービスなどがございます。これら既存のサービスを受けることで、より安全に入浴するとともに、リハビリで機能回復を行いながら自力での入浴ができるまで回復することも、介護保険の本来の目的であります。まずは既存のサービスを利用していただくことを提案できるように、ケアマネジャーの専門性を向上させるため指導する必要があると判断した次第であります。

また一方で、共同温泉は、要介護者だけではなく利用者みんなの温泉であり、自分が入浴中に洋服を着た介護者が一緒にいることで嫌な思いをしたりする方もおり、まして観光客の方が常時入浴する共同温泉では、入浴介助をしているその光景に驚き、入浴をためらう方もいらっしゃる聞いております。このようなことから、国際観光温泉文化都市である別府市としては、例外的に共同温泉での入浴介助を認めるのはやむを得ない場合のみとし、その共同浴場の管理者、利用者全ての方の了承をいただくよう、引き続き指導していきたいと考えております。

- 12番(猿渡久子君) 今の説明は、わからないでもないのですが、利用者の方の中には自宅のお風呂を使っていない、長年使っていなかったのだけれども、それを使えるようにわざわざ改修しなければならないのですか、そのために。これから先どの程度の期間使えるか、自分が自宅で過ごせるかわからないけれども、そうしないといけないのかというふうな声も上がっています。やはりそういうところは柔軟に御本人の希望も聞きながら、こういうやり方もありますよということを、選択肢を示すということは要るかもしれないけれども、やはり別府として独自の温泉文化である共同温泉や地域の温泉についての考え方というのを、むしろ健康づくり、介護予防に役立てていくという観点が私は要ると思うのです。サービス抑制の流れの一環ではないかというふうな声もありますので、そこところは御本人の希望もよく聞きながら、長年の生活習慣とかいうことも大事で、そういう地域の中でのコミュニケーションというのも大事ですので、そこら辺を十分配慮して柔軟に対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

では、次の2番目の問題に移ります。高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成の実施についてです。

県下で高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成を実施している自治体がふえています。そういう中で別府市でも助成を検討してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

- 健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

県内では、成人用肺炎球菌ワクチンの助成につきましては、現在、9市町村が実施しております。別府市における助成でございますけれども、子宮頸がんを初めとするヒブ、小児用肺炎球菌等の任意の予防接種については、定期接種化の方針が示されておりますけれども、成人用の肺炎球菌につきましては、現在、厚労省において再接種の効果や安全性、必要性等について検討されているところでございます。予防接種は、感染症対策として最も基本的で効果的な対策の1つであり、健康を守る重要な手段であると考えておりますけれども、別府市といたしましては、肺炎球菌ワクチンが有効性ととも安全性の面でも検証された定期の予防接種に位置づけられることが重要であると考え、大分県市長会を通して予防接種法に基づく定期接種化について、財政的支援とともに国に対し要望をお願いし

ているところでございます。

肺炎は、風邪やインフルエンザをきっかけに引き起こされますので、風邪には手洗いやうがい、インフルエンザにはインフルエンザワクチン接種で予防することを引き続き啓発していくこととし、ワクチン接種の助成につきましては、今後、国の動向等を見ながら対応していきたいと考えております。

- 12番（猿渡久子君） 安全性、有効性ともに検証された定期の予防接種にまだ位置づけられていない、だから、そういう安全面、有効性、しっかり検証された定期接種に位置づけられてからにしたいということなのですね。財政的支援ということも今答弁の中で言われましたけれども、そういうことも大事ですので、私たちも今後とも国のほうに向けて働きかけをしていきたいし、市としても働きかけていただきたいというふうに思います。

では、以上でこの項を終わり、次の質問に移ります。教育行政についての1番で、いじめの問題について通告をしています。

これは、今大きな社会問題になっています。大津市の中学生の自殺の問題を初め、全国的に大きな社会問題になり、別府市でも公立中学の2年生が、骨折をして、別府署に被害届を出し、その後、教育長を初めいろいろな方々が努力をされたと思うのですが、被害届を取り下げるといった経過になっています。きょうの報道でも1面トップで大きく取り上げられているのが、このいじめの問題です。中・高生の自殺が昨年度200人、いじめは7万231件ということで報道されています。大分県は、いじめを把握した件数が、これはいじめを把握している件数ですので、非常に多いというふうに報道されていますが、私は、把握をできないいじめが多いことのほうが問題だと思っておりますので、いじめを把握した件数が多いことが問題だとは言えないと思うのです。

とにかく今回の件をしっかりと教訓として、今後いじめをなくす取り組みに力を入れていかなければならない、真剣に取り組んでいただかなければならない、再発防止に本当に真剣に取り組まなければならないと思うわけですが、今回、まず別府市の小・中学校でのいじめの状況がどのような状況にあるのか、それと、今回のこの教訓をどのように生かそうと教育委員会としては考えているのか、その点を答弁してください。

- 学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

今回、別府市内の中学校で起きましたいじめ事案につきましては、大変御迷惑と御心配をおかけしました。

さて、別府市の小・中学校のいじめの状況ですが、今回の事案はありましたが、全体としては、認知件数はかなり減ってきております。平成20年度に小学校723件、中学校202件あったものが、21年度は小学校345件、中学校152件、22年度は小学校343件、中学校128件、そして昨年度は小学校291件、中学校89件に減っております。

また、完全に解決をしていない、解決に向け継続指導中の件数につきましては、平成20年度、小学校143件、中学校68件であったものが、昨年度は小学校41件、中学校15件となっております。

いじめの内容は、昨年度の例でいきますと、「冷やかし」「からかい」「嫌なことを言う」が、小学校47%、中学校38%、「仲間外れ」「無視」が、小学校14.5%、中学校16.2%、そして、「軽くぶつかる」「軽くたたかれる」が、小学校16.4%、中学校20.4%となっております。

今回の事案を受け第1に言えることは、軽微な段階で芽を摘むことの大切さです。そのためには、人間関係の見えやすい休み時間にも児童・生徒の様子を見守ることが大切です。2つ目は、軽微ないじめの段階で、教師や保護者など周りの大人に訴えることができる信頼関係をつくることです。3つ目は、いじめは決して許さない、いじめは人権侵害であるということを中心に感じさせる道徳・人権教育の推進です。また、いじめが起きた後については、事実関係の把握や教育委員会への速やかな連絡など、丁寧な事後対応が必要で

さらに、内容によっては学校だけでは解決が困難であることから、教育委員会が積極的にかかわりを持つことです。このように、学校と教育委員会及び関係機関との一層の連携が必要と考えております。

○12番(猿渡久子君) 今回のような案件があって、本当に心も体も傷ついているのは事実ですので、本当に教訓として生かさなければならぬと思うわけですが、このように件数、把握件数が減ってきている、その要因はどのように考えていますか。

○学校教育課長(古田和喜君) 答えします。

各学校においては、年間3回のアンケート調査や個人面談、一人一人の教師のアンテナを高くし、いじめの兆候を早期発見し、いじめに至る前に解決するように努めております。別府市では、幼・小・中の関係者から成る生徒指導研究会を中心に、いじめにつながる冷やかし、からかい、仲間外れ、身体接触の排除を全市一斉で取り組んでおります。あわせて、個々の悩みに対応したり、集団の人間関係の変化に気づいて適切な助言をしたりするスクールカウンセラーやスクールサポーターなどの身近な相談員の配置が効果的だと考えております。

○12番(猿渡久子君) 私は、かねがね30人学級の推進など、学校の先生たちをふやすことが、学力にとっても、またいじめの問題にとっても、あらゆる問題にとって大事だということを一貫して申し上げてきましたけれども、それはやはり言えると思うのです。

ここで、議長に事前に許可をいただいていますので、ちょっとパネルの提示をさせていただきます。

これは、全国の学校長会の連合会が調査した資料によるものなのですが、35人学級を始めてどのように変化しているかというもののアンケートを行っています。これは、保護者に対するアンケートですが、小学校1年生の35人以下学級実施の効果ということで、このピンクの部分が「非常に効果を感じる」、オレンジ色が「ある程度感じる」ですので、この赤系のところが効果を感じているということになりますが、「先生がきめ細かに対応することに効果を感じている」人が95%余り。「子どもがクラスになじむ」ことに対しては79%、「子どもが勉強好きになった」84%、「子どもが落ちついた」85%、「教室にゆとりが感じられる」96.6%というふうに、あらゆる面で保護者が効果を感じています。

2年生以上の35人学級を進める必要があると思う理由。これは、ぜひ2年生以上に35人学級を進めてもらいたいという声が多いわけですが、その理由として、このピンクの部分が、「急にクラス人数が変わるのは好ましくない」が29.4%、「2年生でのクラスがえは好ましくない」11.8%、「高学年の授業についていけるか心配」30.2%、「いじめ等にしっかり対応してほしい」が黄色い部分ですが、28.6%という結果です。

こちらは、学級担任に対するアンケートですが、ピンクが「効果が顕著」で、オレンジ色が「一定の効果がある」、一目で見てもほとんどの方が効果を感じているということですが、「きめ細かい指導の充実に対しての効果を感じている」のは98%、「教員と児童の関係緊密化」98%、「家庭との緊密な連携」93%、「不登校・欠席者の減少」83%、「問題行動の減少」89%。これは、35人以下学級実施による学級経営面での効果についても、全てが95%を超えるほどの効果を感じているという項目で学級担任も答えていますし、校長先生にもアンケートをしています。同じような結果が出ています。ですから、30人学級など少人数学級をぜひ進めていくように、県や国にも働きかけていてもらいたいと思います。これは、先日、私たちが国に行ったときにも文科省とも直接話し合った問題です。

今、課長の答弁の中で、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどの身近な相談員の配置が効果的だったというふうに答弁がありました。スクールサポーターは、別府市

独自で教育センターに7人配置しているというふう聞いています。私は、このスクールサポーターの先生に直接お会いして、ある学校に出向きまして、直接お会いしてお話を伺いました。皆さん、臨床心理士の資格を持っているか取得見込みの方だということです。臨床心理士というのは、大変な資格なのですね。大学院を出て、なおかつその資格を取得する試験に合格をし、登録手続を経て初めて臨床心理士として認定を受けるということだそうなのですが、そういう大変な優秀な方が、16日勤務で16万円という、非常に私は申しわけないなというふうな気持ちになりましたが、そういう形で7人いらっしゃるわけです。

お話を聞きますと、1人の方が3校から4校を掛け持ちで担当していらっしゃる。この学校には週に1回しか来られません。その先生がおっしゃるのに、特に小学生は日に日に子どもたちの様子が変わっていく。だから、できれば小学生は日々サポートしてあげたいのです。しかし、週に1回しか来られないので、もっと回数がふえると、表情の変化などから丁寧にかかわってあげることができるのだけれどもということなのです。小学校5年生、6年生のメンタルを十分に行ってあげることができると、中1ギャップ、中学1年生に、中学に上がったときになかなか環境になれずという問題がありますが、その中1ギャップをなくすためにも効果的だ、ぜひそういうところに力を入れていきたいのだというお話でした。

そのお話を聞いたり様子を見させていただいて、スクールサポーターの役割の重要性というものを実感しました。ぜひ、これは待遇改善も大事だと思うのです。16万という形でよく7人も来ていただいているな、ありがたいなと思ったのですが、待遇改善と、また増員が、いじめの問題にとって、いじめをなくすために非常に大事だと思いますので、努力してもらいたいと思うのです。

また、別府市独自のいきいきプランの先生にもお話を伺いましたが、1学期はほとんど教室にいらなかった子どもさんが、3学期にはみんなと一緒に教室で過ごせるようになってきた。そういう姿を見ると非常にうれしいというふうに話していらっしゃいましたし、休み時間は子どもたちが走り回ったりして——今、1年生に入っている先生でしたけれども——けがをしやすいので目を離さないようにしていますと言われていましたが、お話を聞いていて思ったのですが、先生たちはトイレに行く時間も非常に気を遣いながら、おちおちトイレにも行けないというぐらいの大変な様子だなというふうに感じました。まずスクールサポーターの先生をふやすということが大事だということを強調したいのと同時に、30人学級を広げたり、スクールカウンセラーとかいきいきプランとか加配教員の増員にも今後ともぜひ努力してもらいたい。それがいじめをなくすことにつながるというふうに思います。

あわせて、この方は佐伯の方で大澤秀明さんという方がいらっしゃいます。いじめの問題にかかわっていらっしゃる方が、こういうふうに言っている方が、「学校がいじめを隠すということは、加害生徒からきちんとした指導や教育を受ける権利を奪うことです。そして、被害者の親が子どもを守ることや、加害者の親が子どもをしつけるチャンスをも潰しているのです。いじめが表面化せずに深刻化している大きな原因は、学校評価や教員評価の制度にあります。先生を責めるだけでは、問題は解決できません。この制度をつくった政府・文科省の責任は重大です。いじめを一つ一つとめていった学校現場の努力を、文科省と教育委員会は評価すべきです」というふうに言っています。やはり教育委員会も学校も、家庭も地域も、みんなが力を合わせて取り組んでいくことが非常に大事だというふうにも思うわけですが、教育長の見解、いかがでしょうか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

御指摘のように、30人学級にかかわる教職員の定数の増、またスクールカウンセラー

の増につきましては、国や県にこれまでと同様要望してまいりたいと思っております。また、スクールサポーターにつきましても、増員に向けて努力したいと思っております。

なお、8月31日付で文部科学省のほうは、全小・中学校の全学年に35人学級を導入するという制度の方針を出したということでございますので、大変今期待しているところでございます。

- 12番（猿渡久子君） 私たちも一緒に努力をしていきたい、考えていきたいというふうに思っています。

では、次の問題、中央小学校の移転の問題に移ります。

昨年の6月議会で、これは東日本大震災がありまして、その後の初めての議会でしたが、そのときに中央小学校の移転について議論をされています。私も、早い時期の移転が必要だというふうに求めました。その後1年半、3.11からちょうど1年半たつわけですが、その間にどのように中央小学校の移転の問題を協議されてきたのでしょうか。

- 教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

学校は、子どもたちにとって安全・安心な場所でなければならないという考えのもと、防災、特に津波に対する対策について、沿岸部近くの小学校3校を対象に協議してまいりました。協議の上で、ベースとなる地震の予想規模でございますが、内閣府は、8月29日に南海トラフ沿いで満潮時に巨大地震が発生した場合の被害想定を公表しました。それによりますと、別府市では最大震度6弱、高さ1メートルの津波の最速到達時間は1時間25分、想定津波高はおおむね6メートルとなっております。中央小学校の校舎は、海拔約4.7メートルの位置にありますので、1階廊下では大人の腰のあたりまで浸水することが予想されます。中央小学校では、校舎4階への避難、国際交流会館への避難、別府公園への避難と、現在3つの避難方法で訓練を行っております。

教育委員会では、これまでも別府中央小学校のみならず、沿岸部に位置する亀川小学校、南小学校などの防災につきまして、津波を想定した避難訓練の計画的実施と、より安全で確実な避難のあり方等について検証を行っているところでございます。

- 12番（猿渡久子君） 検証を行っていますと言うのですけれども、もう1年半もたって方針を出していないのですかね。私は——今、答弁がありましたけれども——中央小学校に出向いて、グラウンドの高さが3.7メートル、校舎の床面は5.2メートルというふうな説明も受けましたけれども、すぐ北側には境川もありますし、別府は活断層も非常に多いし、やはり今の場所のままでいいということにはならないと思うのです。予算も非常にかかるし、難しい問題もたくさん、クリアしなければならない課題がたくさんありますけれども、やはり、だからこそ早く移転という方針を示すべきだ。そうしないと、やはり実際に移転するまでには一定の期間が必要でしょうから、早い決断が必要だと思うのですけれども、教育長、どうでしょうか。

- 教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたように、今回、内閣府から新たな被害想定等について公表されたところでございます。また、大分県では独自に活断層型地震も含めた詳細な調査を実施し、この秋にも公表するというふうな形で報道もされております。国や県の専門機関から出される新たな見解、また全市的な防災対策、国の方針等、さまざまな状況を視野に入れまして、当該中央小学校の校地につきましても慎重に検討していきたいと考えております。

- 教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

先ほど次長が答弁しましたが、また国や県の動向もしっかりと見きわめながら、将来的に移転というような状況が発生すれば、前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っております。今後も常に最新情報の収集に努め、避難方法、避難場所等の見直しを図るな

ど、子どもの安全を第一に考えていきたいというふうに考えているところでございます。

- 12番（猿渡久子君）今の答弁は、去年の6月答弁と変わらないのですよ。去年の6月にもそういう内容の答弁をしていますよね。だから、この1年半何を検討してきたのだろうと思うのです。本当に災害はいつあってもおかしくないし、前の議会でもいろんな議員さんからいろんな問題を指摘されているでしょう。財政の問題やいろんな問題がありますけれども、基金がたくさんたまっているという議論が、どんどんふえてきているという議論がきのうありましたけれども、やはり子どもたちの安全というのは、本当に命というのは、最優先しなければならないと思いますので、市長の英断が必要ではないでしょうか。

浜田市長、この中央小学校の移転の問題と、先ほどのいじめの問題も含めて市長の見解を伺いたいと思いますが、早く決断をすべき、もう今決断すべき時期だと思っておりますけれども、どうでしょうか。

- 市長（浜田 博君）お答えをいたします。

子どもの命を守るということは、最も重要なことであるということは言うまでもありません。そのために今、学校では避難訓練等を毎年実施しておりますし、その見直しもしっかりしていただいているところでございます。

今、中央小学校移転の決断をとということでございますが、中央小学校を含めて南、亀川、この3校は、いずれはそういう時期が必ず来るだろうと思っております。国の方でも、新しい学校を建てるときには少しでも高台のほうへという方針を出されました。このことを踏まえて移転という状況が必ず来るだろうと思っておりますから、その時期に前向きに決断をして取り組んでいきたい、このように考えております。

また、いじめの問題。本当に御心配をかけました。先ほど教育長が答弁したように、教職員の増、さらにはスクールカウンセラーの増員、これは非常に必要なことである、これは認識をいたしております。全国市長会等を通じて私も長い間、教職員の増員、さらには30人学級や少人数学級、この実現について国へしっかり要望しておりますので、これからも強く要望していきたいと思っております。国の方も、先ほど答弁があったように、本年9月5日に、「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」を策定し、学校や教育委員会等に対し一層積極的に必要な取り組み方針を策定して支援していく、このことを発表されました。これを踏まえて別府市としても積極的な取り組みをやっていきたい、このように考えております。

- 12番（猿渡久子君）中央小学校の移転の問題についての今の市長の答弁も、6月議会の答弁を繰り返しています。そういうことでいいのでしょうか。亀川や南小学校の問題もありますけれども、中央小学校は、移転先が野口小学校なら財政的な問題等いろんな課題はありますけれども、引っ越す先があるではないですか。何よりも直接海岸線に面しているので、やっぱり優先して方針を出すべきだというふうに私は思います。「そういう時期が来たら」とか「慎重に」とか言っていたら、その間に災害が来たらどうするのかと言いたいのです。ですから、ぜひこれ、本気でしっかり議論をしていただいて、もう12月の議会のときには結論を出して方針を示すということが必要だというふうに思いますので、その点を強く申し上げて、次の質問に移ります。

住宅リフォーム助成の実施について。これは本当に繰り返し繰り返し求めてきた問題です。ことしの7月1日現在で全国533自治体、3つの県と530の市町村にこの制度が広がっています。7月30日に住宅リフォーム助成の早期実現を目指す申し入れという形で、関係者の方々と一緒に申し入れを市長に直接行いました。そのときに関係者の方や建設関係の仕事をしている方、こういうふうにおっしゃいました。「多くの中小業者が仕事の確保に苦しんでいる。住宅リフォーム助成は、不況対策の特効薬だ。一刻も早く実現してもらいたい。また、リフォームしたいけれども、踏み切れないお客さんが多いのです。補助

があれば弾みがつくのだ。実施時期がわかれば、お客さんに話がしやすい」というふうなことも訴えられました。その場で浜田市長が、「新年度に向けて進めていきたい。どこよりも使いやすいなと思えるような制度にしたい。今以上に真剣に取り組みたい」というふうに答えていただいたと思うのですけれども、この議場で改めて市長にこの見解を伺いたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

この件については、先般、皆さんで御要望をいただいて、気持ちを十分理解いたしました。私が考えるのは、市全体のいわゆる景気対策、これにつながる別府独自の、やっぱり別府でしか考えられないなというような、そういう別府独自の支援策を新年度に向けてしっかりやりたいということを指示をさせていただきました。

○12番（猿渡久子君） これまでも「新年度に向けて」とか、それに近いような答弁でいただいたことがあるのです。去年の12月にもそれに近いような、ちょっと言い回しはどうかかわりませんが、そういうような答弁をいただいて、今年度からやっていただけるのかなと思ったらそうではなかったもので、新年度には必ず実施するということがよろしいのでしょうか。答弁をお願いします。

○市長（浜田 博君） 別府独自の支援策を、必ずやります。

○12番（猿渡久子君） 「必ず」というのは、新年度に必ずというふうに理解してよろしいですね。

はい。うなずいていただいていますので、では、中身の問題に行きたいと思いますが、住宅リフォーム助成制度、やはり経済効果が上がるもの、別府独自のというふうな答弁が今もありましたけれども、ぜひ参考にさせていただきたい事例がいくつかあります。

佐世保市、ここでは昨年の4月の当初予算で4,200万円で制度をスタートしました。すぐに使い切って、6月議会で5,000万円の補正、12月議会で3,276万円補正予算をつけたのです。今年度は、昨年度の当初予算の2.7倍の1億1,700万円にふやした。20万円以上のリフォーム工事を市内の業者に発注した場合に1割を助成する、上限10万円という制度です。今年度からは提出書類を簡素化した。設備工事費のみではなくて給湯器本体も対象にするなど、使いやすく改善をしたそうです。そして、1度使った人でも年度が変わればまた活用できるという、これは珍しいのですけれども、佐世保はそういう制度にしていまして、リピーターをつくる制度になっている。来年度の工事の予約が入るほどリフォームブームが継続して起きているということなのです。

佐世保市のアンケートによると、制度ができたことをきっかけに、この住宅リフォーム助成制度ができたことをきっかけにリフォームを決めたという市民が4割以上、業者の9割以上が制度の効果を実感している。そして、制度を活用する5割以上が、従業員1人から4人という小さいところなのです。売り上げは3割近く伸びた事業所もある。こういうふうに非常に効果が上がっています。だから、やはり一定の予算が要ると思うのです。

そして、岩手県宮古市。宮古市では、助成を受けられるのは宮古の市民であること、自己所有の家に住んでいて市税の滞納がないこと、施工する業者の納税は問題にしない、業者さんの納税は問題にしないというふうになっています。畳でもクロスがえでも結構、おおよそ住居の改装に関するものなら大体全部いけるというような制度で、事業者が簡単な手続で申請できるように、申請書類は位置図と写真と計画書と見積書のみ。非常に多くの中堅建設業者が受注をしていて、畳屋さんとか屋根の塗装屋さんとかガラス屋さん、工務店さん、公共事業に入れない、公共工事に入れない業者さんが、元請になれない業者さんがたくさん受注をしている。市内の建設業者の半分を超える業者が施工業者となっている。こういうふうに非常に効果を上げているところに学んで、本当に使いやすい内容にさせていただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

有効な使い方と波及効果を踏まえた別府市独自の別府版といたしまして、利用しやすいものを考えていきたいと思っております。

○12番（猿渡久子君） ぜひ。今、市の公共工事を受けている業者さんも、書類がものすごく多くて大変だということをおっしゃいます。やはりそういう手続もなるべく簡素化したものでできるように、幅広い業者さん、市民が利用できるようなものにぜひしていただきたい。そして、新年度の実施を必ずというふうに答弁いただきましたので、よろしく願いいたします。

次の近鉄跡地問題と中心市街地活性化について。中心市街地活性化基本計画が、あと半年で期限になりますけれども、その数値目標と達成率、どのようになっているのか答弁ください。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

目標指数といたしまして、歩行者通行量1万4,700人、観光宿泊客123万人、小売商業年間販売額390億円でございます。進捗率といたしましては、総事業37事業のうち、現在8事業が完了しております。18事業が実施中で、11事業が未完了、そのうち6事業が未着手の状態で、進捗率は70.3%になってございます。

○12番（猿渡久子君） 6事業が未着手。実感としても、なかなか効果が上がっているというふうには言えない、残念な状況になっていると言わなければならないと思うのです。そのときに、やはり私は毎回言ってきましたけれども、駅前通りの大変大事な場所である近鉄跡地のマンション計画、これが何度もこの時期に着工というような答弁をこれまでもこの議会でいただいてきましたけれども、いまだに着工に至っていない。「もしここが転売されたらどうなるのか」というような声も聞こえてきたりするわけですがけれども、私は、3月の議会でこれを別府市が購入することも考えたらどうか、そういうことも考えておかなければならないのではないかといいましたけれども、その点についてどうなのか。

市民の方から、「猿渡さん、市民の状況は本当に深刻で、自殺がいつ起きてもおかしくない状況ですよ。やっぱり早く何とかしてもらわないと困る。本当に真剣に考えてもらいたい」という切実な声が寄せられています。やはりあの大事な場所を別府のまちづくりにどういうふうに位置づけて生かそうというふうに考えているのか。その辺のところを答弁いただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

別府市が購入したらどうかという御質問でございしますが、先日も業者の方に問い合わせをしましたが、近々には着工の考えがあるとお聞きしております。また、近鉄跡地は、中心市街地のまちづくり上、重要な場所と考えておりますので、市全体の計画を明確にした上でなければ難しいかと考えております。

○12番（猿渡久子君） 今、近々着工というふうな答弁がありましたけれども、私は、これまでも本当にそういう答弁を何度も繰り返してきましたので、そういう経過がありますので、やはり別府市としては腹案としてどういうふうに考えたらいいかということをおこななければならないのではないかといいましたけれども、その点についてどうなのか。

私は、もう一度中心市街地活性化基本計画を見直してみましたけれども、この計画、非常にいいことを書いていると思うのです。基本計画のコンセプトとして、「来ちよくれ、見ちよくれ、楽しんじよくれ。温泉文化が息づく暮らしのまち」というふうにあります。基本方針として、地域と大会社が触れ合える中心市街地づくり、その2つ目に、観光客が心を癒され、回遊したくなる中心市街地づくり、その3つ目に、市域経済拠点としての中心市街地づくりということが言われていますが、ここに書いてある「温泉文化が息づく暮

らしのまち」というのは、中心市街地だけではなくて別府市全体に言えることだというふうに思うのです。

前回でしたか、私がこの問題を質問したときに、市街地はもちろん、市全体のビジョンを明確にした上でなければ難しいのかなというふうな答弁がありました。やっぱり本当に私は、この問題だけに限らずいろんな問題で別府市のまちをどういうまちにしていくのかというビジョンが明確になっていない、そこが共通認識になっていないことが問題だというふうに感じているのです。そういうときにやっぱり、温泉文化が息づく暮らしのまち、そういう別府市全体のコンセプトって大事ではないかなというふうに、これを見直しながら思ったのです。この中心市街地活性化基本計画は、いろんな調査もし、分析もし、練り上げてつくられたもので、私たち共産党としても、温泉を生かすというふうなことをずっと言ってきましたけれども、共通する思いがあるなというふうにも思うのです。やっぱりそういうことをみんなでよく議論し、市長のリーダーシップをそこでしっかり発揮していただくということが大事だと思うのです。

ちょっと話が大きくなりましたけれども、近日中に着工というふうな答弁がさっきあったのですけれども、これまでの経過を見ますと、着工するまでの、どのくらいの期間になるかわかりませんが、その期間の間だけでも、今囲われているフェンスのところを、近鉄跡地を市民に開放していただいて、ちょっとした木陰やベンチをつくったりして憩いの場として活用していただく、そういうことはできないでしょうか。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

先ほど言いましたように、会社側の着工への意向もございまして、そういう御意見もいただいているということをお伝えすることはできるかと思っております。

○12番（猿渡久子君） 私は、最初の質問で介護保険のところで温泉の利用についての質問をしましたけれども、やはり温泉文化が息づく暮らしのまちというような、例えば、私が言うのは例えばですけれども、そういうコンセプトを別府市全体のビジョンとしてしっかり持つという、そういうふうなことが市全体、市役所全体、ほかの福祉分野やいろんな分野を含めてしっかりあれば、やはりああいう介護保険の問題で説明会をするというときに市長に相談ぐらいあったのではないかなというふうに思ったりするのです。そういうビジョンをしっかり示していただきたいというふうに思うのですけれども、市長、一言いかがでしょうか。

○副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

ただいまの近鉄跡地の関係でございしますが、このマンション建設につきましては、私どもが中心市街地活性化基本計画、この計画の国の認定を得る中で5本の柱の1つ、これは定住人口の増加というのが絶対的な要件でございまして。そういう中で今、会社の事情もあろうかと思いますが、近日中に着工したいという申し入れもあっておりますので、その推移は見守っていきたいというふうに考えております。

○12番（猿渡久子君） 市長に。何か一言ありましたら、いただけませんかでしょうか。

○市長（浜田 博君） 温泉文化があふれるまちづくり、ONSENツーリズムのまちづくり、私の信条でございまして。

○9番（松川章三君） まず、議長にお願いいたします。質問項目の3番と4番の順番を入れかえさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ことしの夏の暑さは非常に暑くて、電力事情がどうなのかなと思うぐらい暑くありました。でも、皆さんの協力、節電のもとに停電もなく乗り切ったわけでございます。これは、昨年の中東の大震災の後に福島第1原発、これが事故になりまして、政府は、原子力発電所が定期点検のたびにそれを1つずつとめていくという政策をとったわけなんです。そして、その中で電力が足りないことも考えられるということだったので、非常に

危惧したわけでございます。それは、だけれども助かったわけでございますが、その中で政府は今度、自然エネルギーを使った電力を使おうということで、再生可能エネルギーを活用するということを打ち出しました。

そこで、この再生可能エネルギーというものはどういうものかをお伺いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

エネルギー資源のうち、例えば石油は約 60 年後に枯渇するとの試算もあります。それに対し太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーです。自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生・供給され、発電時や熱利用時に地球温暖化の要因となる二酸化炭素をほとんど排出しないため、環境への負荷が少ないとされています。

○9 番（松川章三君） 地球に優しいエネルギーということで、非常に今取り組みが盛んに行われつつあるのかなと思っております。この再生可能エネルギーは、別府市の地理的な面から見ますと、この再生可能エネルギーというのは、別府市ではこれを全て使えるのではないかと。というのは、海もあって山もあり、そして風力、地熱、その他いろんなものがありますので、使えるのではないかとと思いますが、その辺はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

太陽光は、一般的に普及が進んでいるエネルギーですが、最近では大規模なメガソーラーの設置も進んでおります。ただ、広大な敷地あるいは設備が必要になるため、県内でも工業団地など、いわゆる塩漬けの土地などに計画されているようです。それから風力、これにつきましては、山間部や沿岸部、それから最近では洋上風力発電の実証研究も進められていますが、風車の騒音や景観への配慮などが必要というふうに考えております。それから小水力、これにつきましては、河川や農業用水路などを利用することができ、本市でも比較的適しているというふうに思っておりますけれども、別府の特性を生かすということになれば、やはり地熱発電ではないかというふうに考えております。ただ、地熱発電もその性格上、温泉施設がある地域と重なるため、周辺の泉源への影響等も考えられます。また、地下から直接利用する場合などは、初期投資費用が莫大なものになるというデメリットもあります。

○9 番（松川章三君） そうですね、大体全てのものを使おう、やろうと思えばできる地理的なものを持っています。ですけれども、やっぱり今言われましたけれども、それぞれに短所がある。短所があるということですので、別府では、その短所ではなくて、一番いいものは何かということを考えたら、先ほど言いました地熱発電。その地熱発電でも今現実にはたくさん湯けむり景観という景観になっておりますけれども、その湯けむりを利用した湯けむり発電、これがあると思うのです。これは今、市内で湯けむり発電の実証実験を行っていると思います。この湯けむり発電というのはどのようなものか、まずその辺から説明していただきたいと思います。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

地熱発電は、地下の高温・高圧の蒸気や熱水を利用しタービンを回転させて発電します。大きく分けて 2 つあります。1 つは、おおよそ 180℃から 370℃の高温資源向けの蒸気発電方式と、それからもう 1 つは、おおよそ 50℃から 200℃の中・低温資源でも発電できる、いわゆるバイナリー発電というものがあります。バイナリー発電は、大量の冷却水あるいは大規模な冷却設備が必要というふうに聞いております。

一方、今お話があった湯けむり発電については、100℃から 150℃の蒸気または熱水を使って動かす新しい仕組みで、蒸気だけでも発電できるのが特徴でございます。地下から

上がってくる蒸気などをそのまま利用しますので、泉源や給湯への影響も余りないというふうに言われております。現在、民間事業者が実用化に向けて開発中であり、本市も最大限の関心を持っております。

○9番(松川章三君) そうですね、湯けむり発電が、別府市では本当にいいのかなと私も思っています。その湯けむり発電ですけれども、では、今、市内でやられておりますが、その大体開発状況というか、今どの辺まで開発されているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○政策推進課長(稲尾 隆君) お答えいたします。

開発者から直接聞いた話では、出力1キロワットの実証実験段階は全てすでにクリアしておりまして、年内に5キロワット規模の発電機を製作し設置するということだそうです。さらに効率アップを図るため、県から研究費の助成を受けて改良を加え、その試験結果によって来年3月末までには20キロから30キロワットの出力が可能になり、いよいよ実用化段階に入る予定と聞いております。来年2月ごろには九州経済産業局に申請して、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けて売電を開始する計画のようです。

○9番(松川章三君) 来年の3月末ぐらいまでには20から30キロワットの電力を、出力を出して実用化するということになっております。今、一般家庭が1日にどのくらい使うかという、大体3キロワットぐらいを使うのではないかと聞いております。もし30キロワット本当にできるのであれば、約10軒分の電力ができるわけです。その電力ができるわけなのですが、別府は、その湯けむり発電をするのに十分な能力を持った地獄というか、別府では「地獄」と言いますが、湯けむり、噴気があるところがあります。そういうところがたくさんあります。そして、別府市自体もその発電ができる能力を持った地獄を幾つか持っているはずなんです。そのように別府市は、湯けむり発電に対して最も恵まれた地域、土地柄だと思っておりますので、ぜひともその湯けむり発電を何とかやっていただきたい。

でも、これは今全国でいろんな発電がやられております。新潟県だったかな、松之山温泉ですか、あそこなんかはバイナリー発電ということで今実験をやっているそうです。しかし、そこはものすごくコストのかかる発電をやっていますので、この別府市の湯けむり発電というのは、今やられている発電というのは、低コストでやられるということになっております。これは、別府市がやっぱり全国の自治体に先駆けて最初にやらなければ、取り入れなければだめだと私は思っております。というのは、この別府市のように世界一の温泉地であるというふうに自負している温泉地がこれをやっぱり2番目にしては本当にだめ、2番目以降だったらだめだと思います。まず1番に、最初にやる。そのことがやっぱり一番全国・世界にアピールできるものだと思います。これは、いわばそれがたくさんできれば、自前でできる、電力を供給できるエコなまちといって、もしかしたら全国にその名前が知れ渡るかもしれません。というよりは、知れ渡るだろうと思っております。そのことをすることにおいて、やっぱり日本の中で別府市、今、産業が大変でございますけれども、この湯けむり発電をすることによって産業の振興にもなるだろうし、また観光の目玉にもなると思います。この辺をどのように考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

それともう1つは、今、個人が所有している泉源でそんなに湯けむりの、地獄のようにわっと出ていないところがありますが、それでもできるのではないかというふうに、発電能力があるものが、今、開発されつつあるらしいのです。それは、もし——「もし」のことになりますけれども——でき上がれば、それをやっぱり取り入れて別府市全体で湯けむり発電をやっていったらいいのではないかと考えております。これは小さな蒸気、小さな熱源で発電ができるらしいです。コストも今の分のコストよりまだ少ないらしいのです。

それは、今ほかの自治体が、たしか太陽光の発電に対して補助金その他を出しているところがありますが、もしこれができ上がって別府市がやるとすれば、全国初の湯けむり発電の補助という、そういうふうなことをやれる可能性があるというものが今できつつありますので、その辺も含めて先ほどのことと一緒に答弁していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

地域に適した再生可能エネルギーを選択し利用促進すれば、環境面だけでなく産業や観光の面でもプラスになると思います。また、新エネルギーの導入には、やはり民間事業者の最先端の技術を欠かすことができませんし、それに対して行政がバックアップすることも必要なというふうに考えておりますが、その方法はいろいろあると思います。今、議員からお話もあったように、民間が所有する泉源それから市が所有する泉源の中にも、温度が100℃以上あって圧力の面でも有望なものがあります。また、今、補助の話もありましたが、行政がそういう導入に際して太陽光のように補助するというのも、手法としても考えられると考えております。いずれにいたしましても、来年3月に湯けむり発電が実用化されれば全国的に注目されると思います。開発者とは継続的に今も情報交換を行っておりますけれども、本市としても再生可能エネルギーの導入、それから促進に向けて積極的に取り組みたいというふうに思っております。

○9番（松川章三君） ぜひとも、全国1番を目指してやっていただきたい。これについては本当に世界一を自負する別府市の義務だと私は思っていますので、どうかよろしく。

市長、何かありますか。

○市長（浜田 博君） ありがとうございます。大変ありがたい御指摘をいただきました。これからは化石燃料等、再生エネルギー、クリーンエネルギーとして導入・普及を図っていく、促進しなくてはならない、こういう思いでございます。それぞれのエネルギーにいろんな可能性がありますが、その中で今御指摘いただいた湯けむり発電、これは本当に別府市の地域特性に合ったエネルギーということで、私は大変期待をいたしているわけでございます。時ちょうど今、別府の湯けむりが国の選定をいただきました。このことで湯けむり発電ということは、私は別府独自で宣伝効果があるのではないかな。今、順調に実証実験を重ねておまして、間近に実用化ができるというところを聞いております。日本一の泉源、湧出量を誇るこの別府市だからこそ、私はできるのではないかな、こういう思いでございます。全国に先駆けてこの別府市の湯けむり発電、これを実用化されますと大変な宣伝効果になるだろう、このように思います。行政としてどのような政策が考えられるか、もうすでに具体的に検討するように指示をいたしておりますので、よろしくお願いたします。

○9番（松川章三君） ありがとうございます。ぜひとも全国1位を目指してください。よろしくお願いたします。

それでは、2番目の自然環境行政について質問をいたします。

現在は、市内の海岸で国土交通省が直轄の高潮対策の事業に着手しておりますが、かなり整備も進んでいると思います。市民の中には、この事業を余り理解していない人もおるし、全く知らない人もいます。それはなぜかという、私もたまたま何人かの人に、「あそこで何か工事しておるけれども、あれは何しておるのか」と聞かれて、「知らないのですか」というふうな感じでびっくりしました。やっぱり知らない人もおるのだなということです。この辺を、平成13年度にその事業に着手したわけですが、防護機能のみならず利用、環境、その他、その他というか、その3本柱で整備を行っている聞いております。まずはこの知らない人、市民のためにアピールも含めて再確認の上でその事業の概要について御説明をいただきたいと思っております。

○都市政策課長（坂東良昭君） お答えいたします。

国土交通省の行っている直轄の高潮対策事業でございますが、平成13年度より護岸直背後の住民の生命と財産を守るため、防護機能の強化を目的に別府港海岸保全施設整備事業として市内4地区において整備を行っているところでございます。この事業は、防護、利用、環境にも配慮し、その基本方針を「人々の暮らしを守る安全性の高い海岸の形成、観光の振興と地域の活性化に貢献する海岸の創出、地域の環境と共生する海岸の創造」として整備を進めておりまして、また、海岸が地域の個性や文化を育ててきていることから、住民参加型の事業としまして、計画の段階より地域住民の方に参画してもらい、ワークショップ、シンポジウムなどを開催しながら、地域の特性を生かした海岸づくりを行っているところでございます。

なお、当事業の全体事業費は162億円、防護延長は2,150メートルとなっております。

○9番（松川章三君） この事業を進めることによって別府の海岸、別府湾にある海岸、これが生まれ変わり美しくなっているということになります。その4地区の、では、整備内容というか進捗状況です。餅ヶ浜海岸についてはでき上がったというのは、私は知っておりますが、その進捗状況について教えていただきたいと思っております。

○都市政策課長（坂東良昭君） お答えします。

国直轄高潮対策事業の進捗状況でございますが、最初に着手しました餅ヶ浜地区は平成22年度に完成しておりまして、この地区は高潮に対して最も防護機能が強く、利用にも配慮した面的防護方式により白砂青松の海岸空間が創出されておりまして、先日開催されました別府ポートフェスタのビーチバレーボール九州大会では、市内外から多くのチームが参加して大変にぎわったところでございます。

次に着手しました北浜地区に、北浜旅館街の東側でございますが、前面の水深が大きいため、大型波返し護岸による防護で平成24年度末に完成する予定になっておりますが、大分県の施行する護岸背後の緑地につきましては、平成26年度を完成目標に整備を行っているところでございます。

また、上人ヶ浜地区、上人ヶ浜公園北角から浄化センターの間でございますが、ここは市内唯一の磯浜海岸でございますので、磯浜部分には手を加えず、沖の潜堤と既設護岸のかさ上げによる防護で、また北浜地区に、浜町東側につきましては、前面に漁礁が配置されているため、直立護岸と背後の透水層による防護になっておりまして、両地区とも平成26年完成予定と聞いているところでございます。

○9番（松川章三君） 別府の海岸線の特性を生かした事業が行われている、整備が行われているということでございます。平成26年度には全てが完成予定ということで、別府の海岸がどんどん美しくなっていくわけでございます。特に、先ほど言いましたけれども、餅ヶ浜海岸。私はあそこが好きでして、あの海岸は本当に美しいところなのです。あそこを歩くと潮風が当たって、もう、本当、何と言うか、体が洗われるような気がします。あそこを今たくさんの方が、市民ももちろんですけども、観光客も歩いています。そして、栈橋があるでしょう。あの栈橋は、今開放されていますので、あそこまで行って、また戻ってくるということがものすごく多く見られるわけです。

そのようになっている海岸なのですけれども、どんどん美しくなっている海岸ですが、その海岸は、やっぱり私が思うのに、きれいな水でないといけないと思うのです。きれいな水、その海に流れ込む河川が、別府には幾つかあります、大小幾つか。河川の水が流れ込んでいるので、その河川の水がどのくらい流れ込んでいるのか。その辺を、大小幾つかありますけれども、どのくらいの河川が別府湾に流れ込んでいるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

別府市において河川法に基づく河川は、朝見川、境川、春木川、新川などの二級河川で4つの水系に8つの河川が存在します。その長さは約25.4キロメートルで、大分県が指定し管理を行っております。また、市の条例で認定し管理する普通河川は31河川あり、その延長は約56キロであります。

- 9番（松川章三君） 今言いました朝見川と境川、春木川、新川が二級河川、県の管理する河川だということです。また、別府市が管理する河川というのは、今、名前は言いませんでしたが、海に流れ込んでいるのは、大きく平田川とか冷川とか、ああいうのがあります。そして、河川の上流域にあるあれも河川として登録されているので、こんなに、31河川とかいうふうになっているのだらうと思います。その中でこの河川の現況を見ると、ほとんどが河川改修は終わっているような、終わっているというか、改修されているように思います。この改修された河川には、実はいろんなものが、温泉水や生活の排水とかが多く流れ込んでいると思います。そして、これは少なくとも改修された河川でございますので、そのまま直接海に流れ込んでいるのではないかなと思いますが、このような状況で河川の水質はかなり悪いと私は思っております。この河川の水質を改善する方法はどのようなことが考えられるのか、お伺いしたいと思います。

- 道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

詳しい河川の水質基準等は、専門ではないのでお答えできませんが、市内の主要な二級河川の環境整備は、先ほど議員さんおっしゃられたとおりほぼ完成していると聞いております。

何が川の水を汚しているかについての原因は、自然系の汚濁と人為的の、大きく2つに分類されると思われま。したがって、きれいな川にする方法には、川を汚す主な原因であります人為的な汚濁のうち、特に生活排水系、事業排水系の汚れを少なくするためのさまざまな施策が必要であると思われま。

- 9番（松川章三君） 今答弁いただきました人為的なものと自然系のものがあるということでございますが、大きく分けてこの2つですね。この自然系というのが、大体枯葉や枯れ草、動物や昆虫のふん、その他ということになっております。それが、動物が生活していく上に河川に流れ込んでいく、これが自然系の汚れだということになっております。先ほど言った人為系の汚れ、汚濁というのは、これは人間が生活していく上での汚れでございます。その原因は、ちょっと調べたので、ちょっとこれは言わせてください。

その原因は、生活系、これは台所、お風呂、トイレ、これが原因です。そして2つ目が事業系、工場などの排水が原因。3つ目が農業系、家畜のふんや農地の肥料が原因。4つ目が面源系といって、道路などに積もった車の排ガスなどが原因。そして5つ目がその他となっておりまして、これは川の中にポイと捨てたごみなどが原因となっております。この5つで川の汚れの9割以上を占めているそうです。ものすごい汚れでございます。人間が出す汚れで9割を占める。9割を占めるその中でも生活系の汚れ、これが9割の中で8割を占めているそうです。ということは、川の汚れの大部分は、我々人間が生活していく上で出している汚れが原因だということなのです。

川の水をきれいにするには、いろんなことが考えられると思われま。その中でやっぱり生活系のごみを出さないことが第一でございます。それともう1つは、下水道の完備です、整備。この2つが一番いいわけなのでございますが、それはなかなかいろんな状況があつて今難しいですよね。下水道はなかなか難しい。そこが認定されたところでないといけない。それが終わらないと次のところは行かないという状況にあります。生活系でも今、別府市は非常に困っておる問題がありますけれども、それはここでは言いませんけれども、そういうふうな問題があります。それも難しい問題であります。

そこで、では、どうしたらいいのかというのに、やっぱり自然の川の自浄作用、これに

よって川の水をきれいにすることが求められるのではないかなと思います。それはほかにもいろいろあります。小石をするとかいろいろなものがありますけれども、これは一番私がいいなと思っているのは、植生浄化法といって、これはアシ——「ヨシ」とも言いますけれども——アシなどを川の中に植えるということをやります。このアシは、自分が成長するに当たって窒素やリンを吸収して成長していくわけです。というのは、川の汚れを吸収して成長していくということになります。このアシはすぐれもので、アシは1本で年間に2トンの水を浄化するというふうに言われております。それを、このアシを川の中に移植していくわけです。これを下流域から中流域、上流域と、そのようにスポット的に植えていけば、結構そういうことができるのではないかな。ただ、そのアシを植えていくと、何年かに1度は刈り取ったりしなければいけないというデメリットもありますけれども、これは自然に浄化されるためには、このアシというのは非常に私はいいものではないかと思っています。

それが、では、できる場所はどのようなところがあるのかな。私は、川の流れを見ましたら、朝見川はちょっと上流に行けばできるかもしれない。でも、境川や春木川であれば、私は十分にそれは可能だと思っています。そのように可能であるところから、まずそのようなものを実施していくというふうにさせていただきたいと思うのですが、これは河川管理者が別府市ではないということでございますので、この河川管理者と実施に向けて強くそのことを働きかけていっていただきたい。そのことによって海の水がきれいになり、観光客が海を見ても、「ああ、きれいな海だな」ということになるのではないのでしょうか。これは別府市のためにも非常に私はいいことだと思っていますので、その辺をどのように考えているのか伺いたしたいと思います。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

現在、別府市においては、河川環境整備に取り組んでいる実績といたしまして、朝見川、境川、春木川、板地川において、沿線自治会の皆様による草刈りの事業を行っているところでございます。その規模は6団体で、面積約5万3,000平方メートルを年間数回にわたり草刈りをしております。そして、延べ1,300名の方々に参加していただいております。また、春木川においては、春木川小学校の生徒、自治会、行政と一緒に、ごみのない川にするためのクリーン作戦を行い、河川環境美化に努めているところでございます。

次に、議員御提案の河川浄化施策につきましては、先ほど議員さんが言われたように、公共下水道を整備すれば解決する問題と考えますが、多額の費用と年数を要します。そのような中で提言のありました植生浄化方法と呼ばれるヨシ、またはアシの植えつけや浄化作用のある炭を使った浄化装置の設置など、いろいろな方法があると考えられます。今後、河川管理者であります別府土木事務所へ積極的に河川浄化事業に取り組んでもらうように強く要望していきたいと思います。

○9番（松川章三君） ぜひとも別府の海を守るため、川を守るため、そのようなことを県に要望していただいて、実現していただきたいと思っています。どうかよろしくお願いいたします。

それで、これは終わりました、次の質問にまいりたいと思います。次は3番目と4番目を入れかえましたので、防災の関係者の方、よろしくお願いいたします。

毎年、梅雨前になりますと、防災パトロールをしている姿をテレビのニュースなどでよく見かけます。そして、そのたくさんの人が危険箇所と言われるところでしょう、そこに行っていて見ているわけですが、これはたくさんの人が行っているのだけれども、これは実はどこが主体でどのようなことが行われているのか。そして、その目的も含めて伺いたしたいと思いますので、どうか答弁をよろしくお願いいたします。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

防災パトロールは、大分県防災会議が実施する防災体制整備促進運動の重点実施項目となっており、防災パトロール実施要領に基づき市町村が主体となり、国・県などの防災関係機関に協力を求め、総合的に実施しております。風水害の多発期に備え、市内の急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流箇所などの災害危険予想地域の状況を調査するとともに、当該地域における被害拡大防止対策などを検討し、また関係機関との緊密な連携体制の確保等、防災活動体制の一層の充実強化を図ることを目的としております。

ことしも、梅雨時期前の5月29日に防災パトロールを実施いたしました。現在のところ、大分県が指定しております土砂災害危険箇所及び砂防関係指定箇所は、本年24年3月現在、別府市内では374カ所ありますが、これは県全体の約2%に当たります。毎年防災パトロールを行うに当たり、前年度からの継続分や新規箇所も考慮し、市街地内の人家に影響の大きい十数箇所を選定して行っております。ことしは、市内12カ所の災害危険予想箇所にて施設管理者の説明を交え、現状の把握と整備の進捗状況などを調査してまいりました。

○9番（松川章三君） 大分県防災会議が実施するというところでございます。そして、別府市内にはその危険な箇所が374カ所あるということで、これは県全体の2%ということですが、ただ、374カ所あるうちの、実は直接そういうパトロールに行っているところは十数箇所ということでございます。この十数箇所ということで、これは、私は少ないのではないかなと思いますが、1日でやるのであればそのくらいだろうし、そういうことも考えられると思います。パトロールの目的と行っていることはわかりましたけれども、この防災パトロールは、では、どのような団体が参加しているのか。そして、その構成を教えてくださいたいと思いますが、お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

別府市で実施しております防災パトロールの参加団体につきましては、外部の防災関係機関より陸上自衛隊別府駐屯地第41普通科連隊、自衛隊大分地方協力本部、大分県東部振興局、大分県別府土木事務所、別府警察署、別府市消防団の6機関が参加し、市からは消防本部警防課、道路河川課、農林水産課、自治振興課の4課が参加しております。参加者は総勢27名でした。

○9番（松川章三君） 自衛隊、そして警察、そして県の関係機関、そして別府市の関係部署、関係機関、その他で27人ということで、27人がやっぱり移動すると非常に大変だろうと思います。大体その危険箇所というのは、余り足場のいいところにはないはずですが、そこに27人で移動するのに大変だと思いますが、これはどの辺に、そこまで車で行かれる、それとも何か歩いて行かれるのですか。そこをちょっと私は疑問があるのでお願いしたいと思います。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

基本的には車で参ります。ただ、こういった危険箇所につきましては、車で寄りつきが悪いところも多数ございますので、その際には近くの広場などに車をとめて、そこから現地まで歩いて参ります。

○9番（松川章三君） わかりました。危険箇所ですから、いろんなそういう皆さんが一緒に行くのに車の寄りつきが悪いところ、苦勞されていると思います。けれども、危険箇所があるということですが、では、その危険箇所を見た後、パトロールした後、その対応はどのようにしているのか。そここのところについて、お伺いしたいと思います。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

防災パトロール終了後は、その日のうちに参加機関による検討会を開催いたします。検討会では、パトロール箇所ごとに参加機関の方々から意見を聞き、県の危険度ランク基準

に基づき判定を行っております。この判定基準は、A、B、Cの3段階でランク分けを行っておりますが、Aランクは、過去数回にわたって被害が発生し、また現に被害が発生しつつあるか、もしくは近い将来被害の発生するおそれがある箇所、Bランクは、Aランクほどではないが、比較的被害の発生する危険度が高い箇所、Cランクは、被害が発生する危険はあるが、被害は比較的少ない箇所となっております。

○9番（松川章三君） 危険箇所がA、B、Cに分かれている、ランクづけされているということをございまして、そのA、B、Cが、今言われたみたいに危険な箇所であるというのは、見た目ではちょっとわかりにくい、私はちょっとわかりにくいのではないかなと思いますけれども、それはそういうふうな判断ができる、皆さんがやっているからそういうことでいいと思います。しかし、それがランクづけされた後、その後にそこは、先ほど市や国の関係もありますでしょう、そして県の関係もあると思うのですが、その市や県や国は、その後どのような対応をとられているのか。その点についてお伺いをいたします。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

検討会で災害危険度のランクづけをいたしましたら、当該箇所を所管している機関が、その危険度に応じて対応していきます。特に危険度の高い箇所につきましては、検討会の中で事業実施に向けての働きかけを行います。市が所管する部分については、関係課と事業実施に向け予算措置などの連携を図っているところでございます。

この防災パトロールを通じて関係機関が、危険箇所に対し共通の認識を持つことにより、風水害の多発期に土砂災害等が発生するおそれのある際には、防災パトロールで危険と判断された箇所を重点的に消防隊による巡回を実施し、災害への備えを行っております。

○9番（松川章三君） 消防隊が巡回しているということをございまして、巡回しているだけでは、見ただけではどうしようもないのございまして、現実に、実際そういうふうなところが、危ないというところが改善された、そういうふうな事例はあるのですか。お伺いをいたします。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

例を挙げますと、昨年度の防災パトロールにて土砂災害の危険度が高くAランクと判断された亀川中央町2区ののり面につきましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されていることや、市道が中学校への通学路であるなどのことから、道路河川課が昨年度中に対策工事を実施いたしました。

また、ことしの防災パトロールで危険と判断された柴石温泉付近の傾斜地や朝見浄水場からラクテンチ裏口付近にかけての浜脇観海寺線も、今年度中に対策を行うこととしております。

○9番（松川章三君） 今いろんな改善されたところ、またよくされたところがありますが、実は私はこの話を、答弁いただいても、どうしても、あれは374カ所もあって十数箇所だけやる、見て歩く。そして、その見たところも本当に見おくだけではないのかな。ただ見ているだけではないのかな。というのは、危険な箇所は別府市内に本当、たくさんあります。たくさんありますけれども、現実には改修されたようなところが余りない。それともう1つは、それは余り危険ではないと言うのかもしれないけれども、だけれども、市民の方からよく言われるのは、ここは危険箇所と指定されているのだ。指定されて見には来る。見には来るけれども、これから先は全然、見おくだけでよくなるのだ。そういうふうなことをよく言われるのです。これはやっぱり別府市といたしましては、その辺を県に強く働きかけてでも、今この防災に、一番敏感なこの時期にやっぱりやるべきだ。県も防災に関してはやろうと言っていますので、別府市はここで他市におくれず臆せず、やっぱりやっていただきたい。そして、県から補助金を取ってでも、そして、別府市がまた出してでもやっぱりやるべきだと思います。

これは、きのう、ちょっと議案質疑でも言っていましたけれども、7億5,000万円か、これが積み立てられました。こういうものを今はやっぱりそこを出して、今やるべきではないかと思うのです。その辺をやっぱり市の関係者は考えていただきたい。これをやらなければ、では、何のための防災なのか。別府市は、やっぱり今この時期にやらないと、これが消えてしまったら、みんなが言わなくなったら、その件については何もやらなくなるのではないかと実は私は思っております。だから、何とかその辺を強い気持ちを持って、市長みずから「やっぱり防災をやりましょう」と、やっていただきたいと私は思っておりますので、何とかその辺について県のほうに補助金を追加してでもやってもらえないかという働きかけをしていただきたいと思いますが、その点はどう考えておりますか。答弁をお願いいたします。

○企画部参事（福田 茂君） お答えいたします。

防災パトロールでの危険度基準におきまして、危険度の高い箇所からそれぞれの所管事業業者に早急な対応をお願いする中で、優先順位により防止対策を講じていただいております。現在、市内で実施されている防止対策事業のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業は、県施行事業でございます。これらの事業のうち、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、市からの県施行負担金という形で事業推進を図っていただいております。今後も、いろんな機会を通じて県等への要望を行い、別府市内の分につきましては、事業部局、財政部局とも協議を行い、さらなる防止対策事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○9番（松川章三君） 今がやっぱり一番それに対して自分たちができる時期でございますので、何とかそれをやっていただきたい。県のことでありますので、なかなか別府市だけで単費でやるということにはできませんので難しいと思いますが、ぜひともよろしく願いいたします。

では、これは終わりました、次の消防行政についていきたいと思っております。

消防は、私も消防団でございますので、いろいろとサイレンが鳴りますと出て行きます。夜中によく出て行きますけれども、最近は酒を飲めない。それがちょっと困っているところです。夜中に酒を飲んだら、行けないのですよ、行ったらすぐつかまりますから。つかまったら、一番先に出るのは公務員関係ですから、よろしく願います。（発言する者あり）

それで、最初にやっぱり火災の連絡があると思っております。この連絡があったときに消防の出動体制及び消火の現状とか、消防隊が到着した際の火災の初期段階にあった、そういう段階の方法、どのような方法を消防隊はとっておられるのかお伺いいたします。

○消防本部次長兼警防課長（笠置高明君） お答えいたします。

出動体制につきましては、消防計画の出動体制に基づき、本署にあっては、山間部を除く全ての管内に指揮隊を初め消防隊、救助隊、はしご隊、そして救助隊の5隊が出動いたします。出張所の浜町、亀川、朝日にあっては、管轄を定めておまして、火災が発生した管轄の消防隊及び救助隊の2隊が出動して消火活動に当たっております。山間部の出動は、管轄区域の出張所の消防隊及び救助隊の2隊が出動し、同時に本署から指揮隊、消防隊、救助隊3隊、合計5隊が出動する計画を立て、それぞれの火災に応じて消火活動に当たっております。また、消防団にあっては、消防団本部と火災が発生した場所の管轄消防団の出動要請をかけて緊密な連携をとり、消火活動を行っております。

続きまして、初期消火についてであります。先着隊が現場に到着した際、全ての火災にはホースを延長し、天井まで炎が届いていない初期の段階では、ストッパーつきの筒先により最小限度の放水で消火活動を行っております。また、先行した隊長が、毛布、ぬれタオル、または水道水等を活用して消火した事案もございます。

○9番（松川章三君） 消火は、最初の初期段階が一番大事ということでございます。その中で、実は私は、東京消防庁のインターネットをちょっと見ておまして、そこでおもしろい といふか、すばらしいなと私が思ったものがありまして、それは、「SAT（サット）119」という消火剤なのですが、これは、その動画を見た限りでは本当にすばらしいのです。もう、一瞬にして消えます、火が。一瞬にして消えます。ただ、それは小さな小屋の中であつたりとか、外から区切られているところでございますので、それは一瞬に消えるのだらうと思ひますが、それで、ほかにもないのかなと思ひて見ていましたら、外で火が回っている、燃え上がつてしまつていふ、それを消すときにはどうしたらいいのか。それは今度、その消火剤が4本ほど必要になります。これは4本ほど必要になるといふことは、やっぱり密閉されたところでは非常にいいものでございますが、やっぱり外に、外気が触れるところであれば、なかなかそれは使いづらひのだらうなと思ひておられます。だけれども、それだけすばらしい消火剤があるといふのを見たときに、別府、我が消防本部は、その「SAT（サット）119」といふものを現在手にしてはいるのか。その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○消防本部次長兼警防課長（笠置高明君） お答えいたします。

ただいま議員の御指摘のように「SAT（サット）119」については、普通火災、いわゆる木材・布火災には消火能力がありますが、一方、油火災……（「現在、消防本部は持っているか」と呼ぶ者あり）

お答えします。現在、消防本部では5個購入いたしまして、消防車両に3隊積載しておりましたけれども、1隊の分の2個が破損しまして、漏れがありまして、現在は車両には積んでおりません。

○9番（松川章三君） わかりました。それは現実に私もこの「SAT（サット）119」、いいなと思ひて、よく調べてみようと思ひて大分調べたのです。そうすると、今言われておりましたように非常に壊れやすいのです。だから、持ち運びが難しい。それともう1つは油関係、これにはちょっと効かないといふことで、普通の、通常の火災であれば何といふことはない、本当にすぐ消えます。ただ、こういうふうには持ち運びが難しいとか、油にちょっと難があるかといふもので、今、現実に消防本部は5つ持っている。そのうちの幾つかが破損してしまつたといふことでございますので、これがまだ改良されていって破損しにくくなるとか、油とかその他にも効きますよといふことであれば、これはやっぱり消防本部も検討してみる必要があると思ひます。今は多分そのまま、次を購入してはいるのだらうと思ひます。といふのは、私が調べたのと同じように消防本部もそれがわかっているから、それから先、5つしか買っていないのだらうと思ひますのでね。だけれども、これは改良される余地が非常にありますので、そのときにはぜひとも消防本部も導入をしていただきたい。これは、東京消防庁も実は導入を少ししたのだけれども、今私が言つたような状況で今ちょっと控えているといふ状況だそうす。でございますので、これが改良される、もしくは今あつて、人が中にいるときに助けに行くときにはそれが非常にいいのではないかと思ひますけれども、救助に行くときには、だけれども、それは改良の余地がありますので、これは私、どんどんこれを進めて購入するべきだと言ひたかつたのですが、私が調べた限りでは改良しなければいけないといふことでございますので、ぜひとも改良した後はそれをやつていただきたいと思ひます。これは多分消防本部の方は検討したと思ひますけれども、そういうことで私はこの点についてそういうふうには言ひたかつたのですが、私が調べた限りではそういうふうな結果になりましたので、これは検討、今後検討課題といふことで聞き置いていただきたいと思ひます。

○議長（松川峰生君） 休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時02分 再開

○副議長（加藤信康君） 再開いたします。

○17番（野口哲男君） 市長にお尋ねします。市民の中では、市長が約1年半前、いろんなことを公約として掲げました。市民の皆様のいろんな御意見をお聞きしますと、残念ながら浜田市政は何をやったのだろうか、公約も達成できたのかな。それはどのくらい達成して、今後どのような考えで取り組んでいこうとしているのかなという声が聞かれます。

そこで、市長にお尋ねします。いろんな公約があります。1つ1つ聞くわけにはいきませんので、市長、特にこの公約の達成度、あるいはこれからの公約をどのように達成していくのか。その考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○市長（浜田 博君） 公約では、大きく7つの項目に分けて、私は担当部長とマネージングミーティングという形で随時実施をしております。適宜指示をし、また進捗の検証をしている状況でございます。

○17番（野口哲男君） 非常に簡単に答弁をしていただきましたけれども、大事な部分で例えば行財政改革とか、残念ながら県立美術館はああいう結果に終わりましたし、それから、また温泉博物館、いろんな約束をされております。しかし、あと2年を残して、もう9月ですから、来年度予算についてもどのようにこの政策を生かすために予算を組み立てていくのかということも考えていかなければならない。特に6月の議会では、きのうの議案質疑でも出ましたけれども、370万円。私は、4期議員をやらせてもらっていますけれども、こういう補正予算が提示されたのは初めてでした。去年の決算委員会でも指摘をしたと思いますけれども、やっぱり予算の精査とか組み立て方、不用額が余りにも多過ぎる。そういうことも含めてやっぱりこれから先、この別府市政の根幹をなす市勢の発展とか市民生活の安定とかいうのを考えた場合に、これでいいのかどうかということをご申上げたいと思います。

きのうの議案質疑でも出ましたから、これから先はそれなりにきちっとしたものを出して、そしてまた、この市勢の発展あるいは市民生活の安定に寄与していくものと期待をしておりますので、市長、その点についてはいかがですか。

○市長（浜田 博君） 公約全てについて詳しくお話しするわけにはいきませんが、例えば男女共同参画センターの設置、また中央公民館の基本設計など、すでに実施段階に入ったものがありますが、また準備作業中のものもあります。また、現在協議・検討中のものもあるわけで、公約達成ということに向けては、その課題についてはその都度、協議そして検討を行っております。この公約達成につきましては、今後も全力で取り組んでいくという決意でございますので、よろしく願いいたします。

○17番（野口哲男君） 市民の皆さんは、そこをしっかりと見ておりますので、そこをしっかりと支えていく副市長それから各部長さん、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう1つは、マニフェストというのは、やっぱり公約ということ言われますが、公約というのは、やっぱり市民との契約なのです。そういう市民との契約を民主党は見事に裏切った。だから、マニフェストそのものが信頼を失ったという結果になっていきますけれども、よもや別府市ではそんなことのないようにきちっとお願いを申し上げて、この項の質問を終わります。

それから、もう1つは、九州市長会で大分の釘宮市長だったと思いますが、統治機構の改革ということで九州府を設置するということが新聞にも出ておりました。この点について、道州制ということが出てくるわけでございますけれども、この九州市長会の考え方、あるいは浜田市長の個人の道州制に対する考え方は、どのように思っておられるのでしょうか。

○市長（浜田 博君） 九州府構想について、長く話をすればたくさんあるのですが、私も、

市長就任以降すぐ、九州市長会の中でこの九州府構想の検討委員になりまして、一緒に勉強をさせていただきました。九州府構想、この実現というのは、私は、日々接している市民の目線、これが非常に大切だ、このように考えております。まさに真の地方分権、これを推進するという、また解決すべき課題はたくさんあるわけでございまして、今、九州市長会それから知事会とこの具体的な協議にもう入っております。今、検討委員会の会長は熊本市長で、市長会のたびに経過の報告をしていただいております。

こういうことから、基礎自治体である、この主体とする地方分権を推進するという目標に向かって、国と地方の財政問題、解決すべき問題がたくさんありますが、そういったことを真剣に考えて勉強して、これから協議の場に参加していきたい、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

- 17番（野口哲男君） 市長会では、かなり議論が進んでいるということのようでございます。私どももこの創政会の3人、今、道州制を推進する議員連盟というのが九州にありますけれども、それに参画をして、この九州市長会とタイアップしながら、本当にやっぱり最終的には地方自治の究極の目的というのは道州制ではないかな、私はそういうふうに思っております。財源と権限と人間という、その「3ゲン」を基礎自治体が受け持つ、あるいは道州が受け持つ。だから、国の仕事は当然国防とか、それから外交、防衛、それから法の制定、そういうことになるわけでございまして、今のうちにこの別府市も道州制、基礎自治体として道州制が導入された場合にどのように取り組んでいくのかという勉強も必ずそこでおこなわなければならないというふうに考えるわけでありまして。

そういう意味で今、市長にお伺いしましたけれども、今の国政のていたらくを見ておきますと、やっぱり道州制を導入しながら、きっちり結果の出る政治を遂行していく必要があるというふうに私は思いますので、あえて市長の考えを聞かせていただきました。お互いに頑張っていきましょう。

それで、この項は終わりました。教育行政についてお伺いをいたします。いいですか。

基礎基本の定着状況、これは、もう毎年私も言うのですけれども、去年は言ってなかったかな、その前も言ってなかったかな。今度の定着状況調査、これはどのような結果になって、別府市の教育委員会としては、それについてどういうふうに考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

- 学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

今年度の基礎・基本の定着状況調査の結果は、大分県の平均正答率と別府市の平均正答率の差でお示ししますと、小学校5年生の国語がマイナス3.2ポイント、算数がマイナス6.4ポイント、理科がマイナス3.5ポイント。中学校2年生の国語はマイナス1.7ポイント、数学マイナス1.7ポイント、英語マイナス3.2ポイント、理科マイナス5.4ポイントとなっております。昨年度と比べ1.2ポイントから5.6ポイント差が開いております。

- 17番（野口哲男君） これは大変な問題ですね。国の結果よりも大分県はかなり悪い。それよりも別府市はさらに悪い、よくない。去年かおととしてしたか、少し上向いてきたということで、私たちは期待をしておりました。しかし、残念ながらこの結果です。いろいろな分析をされて対策を講じたと思っております。特にここにあるように、反省の中から、基礎的な内容に比べ思考力、判断力、表現力にかかわる設問が弱いとか、基礎基本の力を活用の力に結びつけていくこと、学校と家庭、特に家庭と地域が、それぞれの役割を果たす必要がある。そして、今後の取り組みの具体策というのが出ました。しかし、その結果がこの結果ですから、毎年毎年同じような対策でいいのかどうかということが言われますが、今度、この結果を見てどのように対策を立てようとしているのですか。そのことをお聞かせください。

- 学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

別府市教育委員会としましては、今年度の大分県基礎・基本状況調査の結果を、子どもに十分に力がついていないという意味でかつてない危機と捉え、学力向上に向けた取り組みを進めているところでございます。昨年度は、学力調査の結果を受けて、学校に対し、わかる授業の構築、基礎学力の向上、学級経営の充実等の対策を示し指導を行ってまいりました。しかし、学校や教職員によって受けとめ方、取り組み方に違いが見られ、差が見られ、調査結果についても学校間に格差があるという状況でした。

そこで、今年度は、学力調査の結果を別府市内の全教職員が真摯に受けとめ、危機感を持って学力向上に取り組むため、校長、教頭、教務主任、研究主任、各教科主任、各学年主任別に学力調査の結果を説明し、別府市の現状を提示しました。そして、各学校の学力向上推進委員会で2学期以降の具体的な学力向上対策を検討させ、さらに、その結果を市教委でヒアリングして、不十分な点を指導しました。その際、各学校からはドリルや小テストの時間を設定する各活動を積極的に取り組む、読書の時間を設定する、学習のチェックを強化し、子どもの力を把握する。そして、計画的・戦略的にテストの準備をさせるなどの対策が報告されました。

今後は、各学校が計画した取り組みが適切に行われているかどうかを把握し、指導・助言を行ってまいります。

- 17番（野口哲男君） 毎年、答弁があります。問題は、民間企業等であれば、やっぱり結果が出なければ責任をとらねばならない。そういうことがこの教育委員会、あるいは教育村というのですか、学校も含めて、これまではあちこち研修に行ったり何たりしたと思います。しかし、なかなか結果が出ないということは、現場主義である現場がその気になっていない。何かあれば校長を呼んで、校長に指示をした、教頭に指示をした。そういうことでは結果が出せないということを、ここでもう一回きちっと整理をしながら、やっぱり教育委員会は教育委員会として現場の学校とどのようにタイアップしてこの問題を改善していくのか、これが非常に大事だと思います。

だから、今、学校教育課長から答弁がありましたけれども、いささか、前よりはいささかは学校に対して真剣な態度で臨んでおるようには見えます。しかし、これは結果としてこういう結果が出たわけですから、来年度については、やっぱり相当な覚悟を持って臨む必要があると思います。

岩手県の大槌町に、ことし、また本を送りました。前は2,500冊ぐらい、約750キロ。ことしは5,000冊以上、約2トンを送りました。これは、5月に大槌町を訪れたときに生涯学習課長から「本が足りません。またよろしければ送ってください」という要請があったのです。大槌町は、子どもが本を読むのです。大人も読むのです。図書館が流されて、車5台で移動図書カーというのを走らせているのです。人口が1万1,000人ぐらいです。そこで2,000人分の貸し出しをほとんど毎月行っている。4,000冊、だから、結局そこは学力がいいのです。東北3県、岩手も青森も秋田も。本を読む、そういうことがやっぱり非常に大事ではないかなと思います。

別府市の図書館は、市長、あの程度ですから、これはやっぱり考えなければいけませんね。だから、そういう意味ではやっぱり大人が子どもに対して何ができるかということを考えなければなりません。後ほどまた教育の検証をしますけれども、ここは特に先生方、現場が頑張っていただけのように、教育委員会からきちっとした対応をとってもらいたいことをお願いして、この項は終わります。

それでは、次に日本の教育を検証してみます。

日本の教育は、このていたらくは何だろうかという、今、新聞紙上でも、特に日本の領有権、尖閣あるいは竹島とか、北方領土の領有権の問題で歴史を教えていないとか、そういう問題が惹起されて、特にいじめの問題。いじめの問題というのは、小手先だけの対応

では、これは防止できません。はっきり言って教育全体を根本的に見直すぐらいのことをしないと、いじめはなくなりません。何かしらん文科大臣、これも労働組合の委員長か何かしていた方みたいですが、今度すばらしい対策をつくりますなんて発表していますが、あれもやっぱり駆け込み寺ということも必要かもしれませんけれども、もっと教育を根本から考え直すということを国がやっていかなければならないというふうに私は考えますので、その問題から入ります。

現在の教育をどのように分析しているのかということ、別府市の教育委員会にお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

グローバル化、知識基盤型社会化など、社会の急激な変化に伴い国際理解教育、情報教育、キャリア教育、防災教育など、学校教育への期待が大きくなっております。あわせて、豊かな心を持ち、日本の伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する日本人の育成、その基盤としての道徳教育の重要性が求められております。さらに、価値観が多様化する中で、1つの視点だけでなく多様なものの見方ができるような子どもを育てる教育も求められております。ただ、これらのことは学校、家庭、そして地域が力を携え合ってなし得るものと思っております。

○17番（野口哲男君） 今の学校教育課長の話、目標・目的は後で聞きますけれども、これは今言ったとおりなのです。それができていないから問題があるのです。この経済大国になった日本が同時に失ったものが、教育は基本を忘れてしまった。グローバルな子を育てるとか、そういうことがほとんど達成されていない。ここに大きな問題があると思うのです。だから、我々大人もものすごく責任があるのです。だから、浜田市長も今まで教育者として取り組んできたと思いますけれども、まさかここまで教育が墮落するとは思っていませんでした。もっとすばらしい人間を育てたいという思いで教師になったと思います。それができていないところに大きな問題がある。

特に教育村というのはどういうことかといいますと、文部科学省初等中等教育局から都道府県教育長、それから市町村教育長、それから学校長など行政系列を含み、強固にこれがつくられているのです。それで、中央の教育政策が現場に直接伝達されてこれを実行していく。だから、地方の特色を生かした教育とか、そういうものが非常に今立ちおけているという感があります。しかしいろんな、東北では、やっぱり地方の教育・文化というものをどのように子どもに継承していくのかという努力がなされているから、一応学力もすばらしい子どもが育っているというふうに思います。

それで、もとに戻りますが、私は、やっぱり教職という、教職、「教師」というふうに昔は言われていました。この教職は、労働力を売る仕事なのか、それとも教育基本法にある、教育基本法にこういうふうなうたっているのです、「自己の崇高な使命を自覚し、その職責に努めることである」。しかし、やっぱり教育基本法が今、守られているかどうか。この前、私も過ぐる議会で申し上げました。私のところに投書が来て、「日教組の影響を何とかしてください」。現場の学校の先生がそういう手紙を書くぐらいですから、日教組の影響というのが非常に大きいのです。だから、教育村と言われるところから、日教組の影響をやはりどのように排除していくのか。これが教育の再生に非常に大きなウエートを占めてくる、私はそのように考えます。

ここに、もう1つ言わせてもらおうと、教員としての立場では知識は伝えられても、徳を教えることは極めて難しくなると言われております。この徳というのが、徳育という今、教育もございますけれども、学校ではほとんどなされていない学校もあるそうです。その教育現場での日教組の影響を排除しながら、教育のバックボーンをもう一度立て直す必要があるのではないのでしょうか。急務であるというふうに思っております。

そこで、今私が言うように、求められるものは限りなく広範囲に、いい子どもを育てる、すばらしい日本人を育てるといふことなのですけれども、現状ではその何分の1も今の教育がそれにこたえられていない、結果として。私はそういうふう思うわけでありませう。問題は、最低限の学力が身につかなくても——いいですか——留年させずに年齢に応じて進級とか卒業させる。留年させてでも、わかるまで面倒を見るのが学校教育本来の姿と言われている。しかし、この務めを果たさない現在の教育は、無責任と言わざるを得ないという論調もあります。私は、そのとおりだと思います。子どもにとっても大人にとっても、社会にとっても、これは問題の先送りをするだけだ、そういうふう考えられています。

今の国のリーダー、ここにおられる方も含めて、私どもも含めて、閣僚や政治家や、それから官僚、財界首脳も自信を失っている人々が多過ぎる。だから、今、国政のていたらしくであり、それから地方のこういう状況も声を上げることができない。だから、基本的な教育を習得できないままに、ところてん方式に進級・卒業できる子は、社会に出てから初めて大きな試練にぶつかるのです。それで自信を失って、いつまでも自分に合った仕事がない等々、ニートとか、それから引きこもりとかフリーター、こういう子どもが今非常に多くなっています。これは非常に大きな問題です。

それから3番目に、そういうことで教育の基本と目的についてどのように考えているのか。そのことについてお聞かせください。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

教育の基本は、家庭教育、学校教育、生涯教育と捉えております。基本的生活習慣を身につけさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることは、まず家庭教育でなすことと思っております。個人の有する能力を伸ばしつつ、社会で自立できる生きる力の基礎を培い、公的資質を養うことを目的とするのは、学校教育と思っております。そして、生涯にわたって人格を磨き、豊かな人生を支えるのが、生涯教育と思っております。また、教育の目的は、教育基本法第1条にありますとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行くと捉えております。

○17番（野口哲男君） 課長の言うとおりであったら、この問題は起きないと思います。ところが、それが実行されていない。だから、その基本を間違ったのです、基本の実施が。だから、真の教育を忘れてしまって、半分偽りの教育をした。ゆでガエル現象、子どもを甘やかし過ぎる。あるいは、金魚が冬に寒かろうと思って、金魚鉢にお湯を注ぐようなものであるというようなことも言われています。教育とは、文化の伝承であると言われております。これはそのとおりですね。次の世代に文化を伝えるために、教育が必要になってくるのだ。教育とは、したがってある意味押しつけである、そういうふう言われています。そして、文化の伝承がなければ、現在の日本の繁栄はなかった。教育は、先生方はすぐ、教育委員会もそうなのですけれども、強制になじまない。押しつけに反対します。これは、しかし、耳に心地よい建前だけの話なのです。実は、怪しげな教育思想であると言われております。諸外国、特に中国、韓国の教育を見てください。すごいですよ。基礎基本と歴史文化は、しっかり押しつけの教育を行っている。そして、この国ではそれでも教師として先生方を敬っている。日本はそれが無いのです。だから、歴史文化を教えること、押しつけの教育をやっぱり一定程度しながら、基礎基本の学力もしっかりつけさせていく、こういうことが必要です。

そこで、何でこうなったのか。もう1つ分析してみると、ゆとり教育が学校崩壊を招いたと言われております。このゆとり教育について、別府市の教育委員会はどのように考えておりますか。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

ゆとり教育を昭和52年ごろに学習指導要領の中で、ゆとりのある充実した学校生活の実現から使われ始めたと思っております。それを受け学校では、児童・生徒の学習時間を適正化するとともに、学校裁量の時間を活用し、地域や学校及び生徒の実態を考慮して、学校の創意を生かした教育活動を行い、ゆとりのある充実した学校生活の実現を目指してきました。この理念は重要であるものの、実現するための具体的な手立てが十分でなかったことが背景にあると思います。また、時数削減による学習内容、知識の不足も指摘されたところでもあります。

そこで、今回の学習指導要領改訂では、授業時数の増加を図り、言語力、理数の力の育成、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、外国語教育の充実、体験活動の充実、健やかな体の育成など、教育内容が改善されております。別府市教育委員会としても、教育の充実を図っているところでございます。

○17番（野口哲男君） やっぱりゆとり教育、反省の上に立っているということはわかります。悪かったこと、このことをしっかり分析しながら、このゆとり教育をどのように組み立て直していくのか、これが重要ではないかと思えます、私は。

その中で、1872年ですから、明治5年に学制発布があったのです。それから明治、大正、昭和と、日本の教育は多くの成果を上げてきたのです。戦後も昭和の時代まではそれなりに立派に教育というのは機能していたのです。学校が荒れ始めたのは1980年代。77年に改訂された学習指導要領でゆとり教育が始まったのです。この学習負担を適正化したという文書があるのですけれども、この適正化が結局授業時数を減らしたり、いろんな問題がここで起きてきた。そこを今、課長の反省の答弁がありましたけれども、これが非常にゆとり教育の大きな問題であった。これは高度成長期さなか、アメリカ等から日本の教育を見直すようにという圧力があったのです。そして、教育荒廃の元凶と言われております。その中で、特に相対評価と絶対評価というのに変えたのです。

これは説明してもらおうと長くなりますから、私のほうで言いますと、私たちは、昔は1から5までの相対評価でした。クラスの中で5が何人、4が何人、3が何人、2が何人、1が何人。そうすると学力の状況が一目でわかるのです。ところが、今の絶対評価。学力の問題でどこら辺まで評価されていくのか全くわからない。この人は駆けっかが速いからすばらしい、優秀です。これも1つの評価です。しかし、これではやっぱり個人個人の特性を見きわめた教育の、学力の程度というものが全くわからない。だから、先生も一生懸命苦勞しながら教えても、先ほど言ったようにところてん方式でどんどん卒業させて、進級させていく以外にないですね、そういうことになるのです。

だから、ここで問題になるのは、90年代から新しい学力観が始まったのです。教師は、指導せずに寄り添う指導者であるべき、こういう考え方が始まったのです。指導を放棄した。寄り添う、子どもに寄り添う教育。これは何なのか、私はわかりません。指導者として学力をやっぱり上げる、教育をするという指導をしなければどうするのですか、これは。

それから、もう1つは、伝統的な知識を重視する教育を古いものとしてのけてしまったのです。子どもの興味・関心を重視する、新しい学力観が提案されたのです。この辺から、ゆとり教育の弊害がどんどん出てくるのです。だから、規律と知識重視から自由と感性重視の教育に転換した。自由と感性重視、これは非常に芸術家とかそういうものには重要です。しかし、基礎教育の段階で、いわゆるゆとり教育であるという問題点を解析しないままこういうことが始まったということで、日本の教育が大きな曲がり角に立ち至った。ここで教えることを手控えた子どもに寄り添うことを主張する教育思想、子ども中心主義が主流となったのです。この子ども中心主義というのが、今非常に深刻な問題になっております。教師が教え、子どもが学ぶという、教師と子ども間の基本的関係が崩壊したので

す、ここで。だから、子どもが教師を敬わなくなった。ここに大きな問題があるのです。子どもに迎合する教育になったことで、教師が子どもと対等になってしまった、あるいは対等以下になった。先生をばかにする子が出てきた。その瞬間から、日本の教育は本来の姿から遠ざかってしまった。そして、崩壊の道をたどっているわけです。ここをしっかりと分析していかなければならないと思います。

国会の委員会で、大分前になりますけれども、証言された学級崩壊の現実、チャイムが鳴っても席に着かない。席に着かせるのに10分もかかる。授業が始まっても窓から抜け出したり、廊下を2人乗り自転車で走り回り、先生や生徒をからかう。この現実を国会で証言されたのです。

だから、我々が今何をすべきか。子どもに対してだめなものはだめと言える大人が今試され、その大人であるかどうか試されているのです。学校は勉強するところという常識を取り戻さなければなりません。先生方は、こんなことを言うと、「いや、勉強させています」と言うかもしれません。耳が痛いと思う方もおられるかもしれません。しかし、社会で許されないことは学校でも許されない。今、いじめの問題で、ここが問題になっているわけです。学校の子どもである14歳以下、罪にならない。治外法権みたいな考えがあるかもしれません。この部分をきちっと教え込む必要がある。社会で許されないことは学校でも許されないのだよ。だから先生は、教師としての威厳を取り戻さなければなりません、現実離れた教育論に走ることなく。そのかわり、やっぱり冷たくなるのではなくて温かみを失うことのない、毅然とした教育指導が求められているということなのです。

今、そこまで申し上げましたけれども、残念ながら今ある週刊誌とかいろいろな本を見ますと、日本の教育は腐敗をしていると言われているのです。その腐敗をした原因は何と思いますか。教育委員会に質問します。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

今回の学習指導要領の改訂の経緯には、21世紀は知識基盤社会であり、児童・生徒には確かな学力、健やかな体の調和を重視する、生きる力を育むことが重要になっております。裏返せば、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和ができていないことを意味していると捉えることができます。その要因としましては、読解力や知識・技能を活用する力に課題があること、学習意欲、生活習慣に課題があること、自分に対する自信の欠如や将来に対する不安があること、体力が低下していることなどが挙げられます。それらを育む教育が十分でなかったというふうに考えております。

○17番（野口哲男君） 一応やっぱり教育委員会としては、このことを現実として捉えておられるのですね。やっぱりここからメスを入れて、教育の再生を図っていく。これは、別府市の教育委員会だけではなくて全国的に言われることだと思います。

教育長、特にこの辺はやっぱり別府市が先駆けて率先してこれに取り組んでいく必要があるのではないか、私はそのように考えます。

この腐敗した原因というのをちょっと探ってみますと、やっぱり行き過ぎた子ども中心主義があるのです。子どもというのは、やっぱりある程度厳しく幼児期から育てていく必要があります。特にしつけ。未しつけですね。しつけをきちっとしていく。それがだんだんなくなってきた、これは家庭の問題が大きいのですけれども。そして、この子ども中心主義というのは、フランスのジャン・ジャック・ルソーが、子どもに生きる権利があり、子どもにふさわしい教育をと言ったことから始まるのです。このジャン・ジャック・ルソーは、私生活では子どもを非常に大切にしていなかったのです、そう言いながらも。愛人に5人の子どもを産ませて、全部孤児院に入れちゃったのです。自分で育てなかったのです。そういう学者たる人たちが、こういう子ども中心主義を唱えて、しかし、それからペスタロッチとかモンテッソーリとかフレーベルとエンケらに受け継がれて、アメリカのジョン・

デューイが集大成したものの、こういうふうに言われております。それが日本に入ってきたのです。そして、その子ども中心主義、ルソーのときには、子どもの虐待、あるいは労働としての虐待等が非常に多かったのです。それで、これをルソーが提言したのだろうと思います。

しかしながら、日本は、やっぱり子どもを大切にしてきた文化があるのです、いにしえから。特に山上憶良がこう詠んでいます、「銀も金も玉も何せむに 勝れる宝 子にしかめやも」。それだけ日本は子どもを宝として捉えて、大事に大事に育ててきたのです。しかし、厳しいところはきちっと厳しく教える。そういうことが息づいてきたのです。だから、この日本の子ども中心主義に合わない教育制度がアメリカから持ち込まれてしまった。だから、二段重ねになった。古いものがどんどん淘汰されていってしまう。今の子ども中心主義、これが西洋の子ども中心主義が持ち込まれたということで、今の子ども中心主義で教育もおかしくなってきた原因の1つである、こういうふうに言われております。

もう1つは、今、日本の教育を問題にしてきたのに、教育学者というのがテレビとかいろんなところで討論とかやっています。しかし、この教育学者というのは、小・中・高の現場をほとんど知らない人が多いのです、現場を知らない人が。机上の空論です。そういう人たちが実態を知らないまま、きれいごとで子どもを持ち上げるのです。日本の教育は、あるべき姿からどんどん遠ざかる。だから、行き過ぎた子ども中心主義が、教育を骨の髄から腐らせた、腐敗させたのです、これ。ここをもう一回組み立て直して日本の教育を考えていかなければならない、私はこういうふうに思います。これは、文部科学省と都道府県の教育委員会がこういう風潮を助長させた、こういうふうにも言われてもおります。

もう1つの要因は、教育学のレベルの低さにある、こういうふうにも言われております。宗教観のない教育、これが今、日本の教育です。その宗教観のなさというのは後で説明しますが、1本の大きな柱がないのです。戦前は、教育勅語というものがあったのです。教育勅語の話をすれば右翼のレッテルを張るのが、教育学会と一部の限られたマスコミです。しかし、ドイツのアデナウアー首相は、自分の執務室に——アデナウアーというのは、戦後の偉大なドイツの指導者ですが——自分の執務室に日本の教育勅語を掲げていたのです。ドイツは、戦争に負けたときに、教育基本法を見直さなかった。戦前の教育基本法を、そのまま踏襲したのです。日本と全く逆なのです。だから、ドイツの復興は、あのとおりきちっと精神的にもすばらしい復興をなし遂げた。ホロコーストの反省は反省としながら、ドイツ人が、やっぱりヨーロッパで今、主導権を握っているという大きな原因は教育にある、そういうふうには私は思っております。

台湾でも、台湾は今でも一般の家庭にこの教育勅語を飾っているところがあるのです。先年、市長と台湾に行きました。ある大きな新聞社の会長さんが、「日本は、教育を立て直さなければだめ」。市長と私が真ん中において、市長がこちらにおいて、私がこちらにおったのかな、市長がすっといなくなりました、そういう話をしていたら。私とその会長さんが話をしたのですが、やっぱり安倍晋三という総理大臣は、たった1ついいことをした、あの当時ですよ。やめたけれども、いいことをした。なぜか。教育基本法を見直した、改正をした。これは、安倍晋三がたった1ついいことをした。日本は、アジアのやっぱり指導者である。だから、教育を立て直してきちっとしたアジアの中心になる日本であってほしい。これが、台湾のある大きな新聞社の会長さんの言葉です。私は、いまだに胸に残っております。

だから、アジアからも日本は期待されているのです。そういう意味では先ほど学校教育課長の答弁にあったように、グローバルな視点で物事を見られる子どもをいかに育てるかというのが非常に大事です、ここは。そのことを忘れないでほしいと思います。教育勅語の内容については、今回は触れませんが、人間として生きていく上で非常に大事な

ことが書いてあるのです。全てが悪いということではない、中身は非常にいいことも書いてあるのです。そのことを私は申し上げたいと思います。

そして、教育基本法第15条、これは宗教的な情操教育の涵養を説くことになっていたのですが、教育勅語にかわって教育基本法制定の作業の中で、当時の占領軍、GHQの中で宗教教育は民間諜報課、後に民間情報局教育課ということになるのですけれども、それに宗務課というのがありまして、日本の超国家主義と軍国主義思想の除去、どのように排除するか。この2課が対立して、一方は、アメリカも宗教によってやはり成り立った国である。宗教観というのを非常に大事にしなければならない。しかし、その宗教観というものがあるばかりに、超国家主義とか軍国主義に日本は陥ったのであるから、その部分については、新しい教育に取り入れるかどうか。この2課が、結局最後まで意見がまとまらずに、この宗教教育というものが、今のうやむやの格好になったのです。それが、だんだん国会でも取り上げられてきて、宗教というものが教育から全く今外されてしまったのです。だから、昭和22年当時の日本側の教育基本法の条文を見ると、宗教的情操教育の涵養は、教育上これを重視しなければならないと書いてあるのです。しかし、それが表に出なかった。ここにやっぱり日本の教育の大きな問題がある、私はそのように思います。この宗教教育と、それから1本の柱、どのように子どもを育てていくのか。日本人としてのアイデンティティーを持った、日本人をどのように育てていくのかという教育をしなければならないというふうに思います。

では、そこで、もう1つ問題になるのが、先ほど言いましたように家庭教育、家庭と教育委員会、あるいは学校がどのように教育をつくり上げていくのか。ここにやっぱり主眼を置かなければならないと思います。それで、家庭教育については、教育基本法第10条にちょっと書いてあります。その教育基本法の第10条はどういうふうに書いてありますか。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

教育基本法10条に、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とあります。

○17番（野口哲男君） この家庭教育、全くこれが表に出ていないのです、基本法の10条は。だから、学校も学校の先生もこれをほとんど知らないのではないですか。

明治31年に「家庭の心得」というものも出されているのですが、その中で、「教育の道は、家庭の教えで芽を出し、学校の教えで花が咲き、世間の教えで実がなる」。今はまさにこれが必要なのではないですか。だから、家庭の教育が今失われている。後で言いますが、子どもの脳内汚染が始まっている。ゲームとか、いろいろなことがあります。この家庭の教えでという教育の道ということは、今、日本の中で一番欠落している部分ではないかなと私は思うのです。教育基本法でも、教育の第一義的な責任は親にあるとはっきり書いてあるのです。だから、親がどれだけの教育をするかというのは、非常に学校も親御さんとコラボしながらそのことをはっきり伝えて、家庭の教育というものをもう一回やっぱり組み立て直していかなければならない、私はそういうふうに思います。

これまで皆さん方、家庭教育に行政が介入してはいけないというふうに考えられてきたと思います。しかし、諸外国を見ると、フランスは、家庭教育における親の教育義務を法律で定めている。違反すれば2年の禁固か360万円の罰金です、親が子どもの教育を放棄すれば。イギリス、子育て命令法というのがあります。25万円の罰金か、払えなければ禁固刑。だから、各国とも、やっぱり教育の中で家庭教育というのを非常に重視しているのです。ところが、日本は今、野放しです。全くそういうことがなされておられません。これは法的整備も必要になってくると思いますけれども、子どもの発達段階に応じた教育

について、親や、これから親になる人に学んでもらう必要がある。今こそそれが求められている。それから、親の悪影響によって子どもの発達が損なわれつつある、これが大きな問題である。親は、遊びたいばかりに子どもをほったらかしにしている。もう子どもの一先ほど言いましたように――脳内汚染、ポルノとかゲームとかいじめとか、そういうことが深刻化してきている。これは、家庭教育の1つの欠落した大きな問題である。

それで、教育委員会といたしましても、この家庭教育に対して、きょうから各学校と、それからここに、議員の中にも子どもを持った親御さんがおりますけれども、家庭教育がこれだけ重要なのだよ、そして、皆さんと一緒にやっていきましょうよということを、ぜひ呼びかけしていただきたいというふうに思います。だから、家庭教育は徹底してこれは教育長、お願いします。

時間がなくなりましたので、教育委員会制度について、ちょっと話をさせていただきます。

この教育委員会制度は、アメリカから導入されたのです。もともと戦前の教育からきちっとした教育体制をつくっていたにもかかわらず、木に竹をつぐというようなことでアメリカから導入されて、これは憲法と同じなのです。日本の弱体化を狙ったものなのです、先ほど言いましたように。それで、教育委員会というものを設置した。日本人が、アメリカとしてはよほど怖かったのです。今の北朝鮮かどうかわかりませんが、すごい教育をして、日本人は命を捨ててもカミカゼをやるとか、そういう部分で捉えられて、教育と憲法で骨抜きにしようということでこういうことが始まったわけです。

これで、おかしなことに教育崩壊というのは日本だけではなくて、レーガンとサッチャーのときに、イギリスはサッチャーのとき、それからアメリカはレーガンのときに教育は崩壊したのです。その教育の崩壊を立て直すために、昭和30年代ぐらいまでの日本の教育を手本にして再生したのです、これ。教師は生徒を指導する、親が子に教えるという、そのきちっとしたものをアメリカもイギリスも導入していこうということで、イギリスは教育黒書、白書ではなくて黒書です。教育黒書を5冊発行して、教育改革法を制定して大胆な教育改革に取り組んだ。イギリス病を克服した。これはサッチャーの時代です。アメリカ、レーガンの時代。これは、危機に立つ国家という報告書で国民に教育改革を訴えて、アメリカは識字率を回復したし、教育の改革が行われたということなのです。そこにあるのは、国の指導者がやっぱり積極的にこういうふうに教育を改革していこうという取り組みをしたのです。

日本は、今、それがなされておられません、残念ながら。だから、地方の中で教育基本法は教育基本法として捉えながらも、やっぱり教育委員会としては、地方でできる、特筆される教育を実施していく必要はない。だから、各県で今ばらつきがありますけれども、学力の問題でも東北地方は非常に学力もいい。それから沖縄と大阪と大分も悪い。そういう差が出てきているのです。

この教育委員会。まとめに入りますけれども、別府市の教育委員会に期待して求めるものと言ったら、やっぱり学力の向上の問題とか、それから、先ほど学校教育課長も反省をしておりましたけれども、やっぱり今までの教育はどの辺に問題があったのかということきちっと反省をしながらそれに対応していく。これを別府市の教育委員会にぜひ取り組んでいただきたいということをお願いします。

先ほど市長に話をしました。道州制になれば県の教育委員会はもうなくなるのです。基礎自治体の教育委員会が全責任を負うようになる、人事権も含めて。今のいびつな、現場は別府市で教育委員会がつかさどれ、人事権だけは県が持つとか、そういういびつな形というのが、二重行政、三重行政の最たるものですから、これは見直しをする必要がある。そして、首長のほうでは、教育委員会の設置そのものをするのかしないのか、その抜本的な見直しも必要であろうというふうに思っております。

別府市の教育は、ナショナリズムに走ることなく、日本人として次世代を担う子どもを育てる。家族を愛し、郷土を愛する、そして日本を愛する。自信を持った日本人として育てていく教育の再生を、子どもも一人一人が一緒になって教育を、教育委員会、現場の教師とともに関心を持って取り組んでいく必要があろうかというふうに思っております。

そういうことを申し上げて、私の一般質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

- 3番（手束貴裕君） 野口会派長に引き続きまして、連続で創政会が質問させていただきますが、私は、通告どおり、通告の順序に沿っていじめ問題1本に絞って御質問をさせていただきます。

まずは、市内の小・中学校の現状というところでございます。

ここ最近、私のほうにも多くの保護者の方から、このいじめに関して連絡がよく入ってきます。うちの学校ではどうなのだろうかとか、うちの子どもは大丈夫でしょうかというような連絡を多くいただくのですけれども、今、このいじめというものが非常に注目をされている大きな要因というのは、皆様方も御承知だと思いますけれども、滋賀県の大津市で起きたいじめの問題というものが大きな要因だと思います。また、この大津市の問題が大きく取り上げられた要因というのは、私は、1994年11月27日に起きた、愛知県西尾市で起きたいじめの問題というものがあったから、今回のようにこのいじめという問題がマスコミ等で大きく取り上げられたのだ、こう思うのです。同じく、この大津市の問題も西尾市で起きたいじめの問題について、もっとしっかりと分析をしておけば、また対策・対応しておけば、ここまで大きくならず済んだのかな、こう思っているわけです。

また、我が別府市でも残念ながら同様の、命がどうこうということではありませんけれども、同様の問題が起きました。これも大津市の問題を早急に分析して対策・対応していけば、ここまで大きくならず済んだのではないかな、こう感じるわけでございます。

そこで、先月の8月8日だったと思うのですが、ある新聞の記事に愛知県西尾市のいじめで息子さんを亡くした親御さんの記事が載っていました。その一文には、こうあったのです。「大津市の事件を見て、学校の現場がずっと変わっていないことがわかりました」という内容でした。やはりこの対応を見ても、その当事者であるお父様も全く学校現場が変わっていない、教育委員会の対応が変わっていない、そう感じたのだと思うのです。ですから、そういうことが感じられるような現状であっては、また同じことが何度も繰り返されるのではないかな、また、さらに大きな問題に発展するようなことが起きるのではないかな、こういう心配をしているわけでございます。ですから、今これだけ注目をされているところでございますから、本気でこの問題にはしっかりと取り組んでいただきたい、こう思うわけでございます。

それと、今回この問題が起きて、もう1つ気になっていることがあるのですが、それが、「いじめ」という言葉が非常に広範囲に、広く使われているような気がいたします。この「いじめ」という言葉1つで全てを片づけてしまっているというか、1つ「いじめ」という言葉でまとめてしまっているような、そういう感じを受けます。これも私は非常に問題だな、こう感じるわけでございます。

そこで、教育委員会のほうにまずお聞きしたいのは、そもそもこのいじめというものは何なのかということ。定義とか、そういうものがあるのか。

それと、やはりいじめ、それとけんか、それから暴力というものの違い、しっかりと線引きといいますか、違いを認識しておく必要があるのではないかなと思いますので、教育委員会の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

- 学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

文部科学省では、いじめの定義を、「一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻

撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義しております。いじめは、意図的かつ集合的に行われることが多く、ある個人を意図的に孤立させようとする集団行動の問題が潜んでいます。また、いじめる側、いじめられる側という2者関係だけでなく、観衆としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周囲で暗黙の了解を得ている傍観者の存在によって成り立つものという点が特徴でございます。それに対してけんかは、双方の言い分の対立があるものと考えます。暴力のあるなしにかかわらず、先ほど言いましたように精神的な苦痛を与えるものがいじめというふうになります。

- 3番(手束貴裕君) よくわかりました。いじめの定義、これは簡単に言うと、本人が苦痛に感じたことは、基本的にはいじめだということになるのですかね。そういう認識でいいでしょうか。ということは、非常に難しいのは、ちょっとしたことでも言えば、本人が苦痛に感じたことは全ていじめだということになると思うのです。ということは、そうすると非常に奥深いというか、ちょっとしたことで「いじめ、いじめ」と言われると、なかなか解決するのは難しいなということも、今ちょっと感じたところでございます。

また、今の答弁の中では、暴力というものに関しては余り御答弁はいただけませんでしたけれども、やはりこのいじめの中でも、一方的に相手に危害や攻撃を加えることがいじめであっても、その度が過ぎたものは、判断が非常に難しいのですけれども、これはもう明らかに暴力だと思うのです。そこの部分もしっかりと教育委員会としては、私は認識をしておく必要があるのかな、こう思います。

今のいじめも傍観者がいる、騒ぎ、あおり立てる子どももいれば、友だち同士がアイコンタクトで無視をするというような、そういう現状もあります。非常に今のいじめというのは、私たちが思っている以上に奥深いものもあるな、そういう感じも受けております。ですから、しっかりといじめというものに関しては対策を今とっておかないといけないなということを感じるところでございます。

さて、いじめに対しての対策に関してですが、いじめの対策は、やはりしっかりとやらないといけないですが、それも単発的な対策ではなくて継続的に、かつ長期的な対策が必要だと私は思います。

そこで、お聞かせいただきたいのですけれども、別府市教委としてこのいじめに対する対策というものを、どのような対策を行っているのか、また、どのような対策を考えているのかお聞かせください。

- 学校教育課長(古田和喜君) お答えいたします。

別府市教委員会のいじめの未然防止に対する取り組みとしましては、小・中学校いじめに関するアンケートを年3回実施し、早期発見・対応に生かしております。なお、今回のいじめの事案については、9月上旬に特別に調査をあわせてしております。

スクールカウンセラーについては、全ての中学校と小学校4校に配置し、校内における相談体制の充実を図っております。また、相談に関するリーフレットを配布して、電話相談、窓口相談に努めております。また、スクールサポーターを全ての小・中学校に派遣しております。別府市生徒指導研究会では、冷やかし、からかい、仲間外れ、身体接触の排除を別府市一斉の取り組みとして全小・中学校で実施しております。また、中学校1年生においていじめが増加することから、中学校第1学年主任研修会を年2回実施し、いじめなどの生徒指導上の諸問題に向けた研究を進めております。以上の取り組みの上にいじめを発見した場合は、学校からの報告により学校と連絡を密にしながら、場合によっては教育委員会、関係者が、関係児童・生徒及び保護者と直接面談するなど、学校と協力して解決に努めているところでございます。

- 3番(手束貴裕君) わかりました。いろいろ対策、また取り組みはされているということは理解をいたしました。

このいじめというものを解決していくには、先ほどの答弁の中に、一応会派長のときの答弁にもありましたが、学校と教育委員会が協力をして取り組んでいかないといけないという御答弁をいただいたのですけれども、やはりそれだけで解決するのは難しいと思うのです。やはり保護者、それから地域の協力というものがなければ、このいじめの問題というのはなかなか解決することは難しい。やはり保護者、地域の協力は必要不可欠だ、こういうふうに考えます。

また、極端な場合は、警察の力も借りないと解決ができないという場合も十分考えられると思います。今のいじめというのは、その場その場に応じた適確な対応を早急に取らないといけない。非常に難しいところがございますけれども、そういう対応をしないとけないということですから、全ての情報をオープンにして、お互いが共有して解決をしていくという努力をしないとけない、こう思っています。しっかりと教育委員会のほうからも、学校現場のほうにはその辺をしっかりと御理解いただいて御指導いただくようお願いをいたします。

それともう1つ。今、御答弁の中でいただいたアンケートの件です。

これは、年間3回ほど今アンケートをしていると思うのですが、実はこのアンケートも、西尾市のお父さんが言っている言葉が非常に印象に残っているのですけれども、「学校現場、教育委員会が、アンケートでいじめの有無がわかると本当に思っている。言えない子がいるということ、死ぬほど思い詰めているということなぜわからないのか。もっと広く深く見ていけば、気づくことは幾らでもあったと思うのです」という言葉がありまして、私もそう思います。なかなかアンケートではわかりにくいところがあると思うのです。大人のアンケートよりも子どものほうが、さらに信憑性が低いと思います。アンケートが悪いというわけではないです。正直に書いてくれる子どもも多くいると思うのですが、1つの参考にはなると思うのですけれども、やはりしっかりと直接、先ほど答弁でもいただいたように対話をするということ、直接話をする。そういう環境を学校現場にしっかりとつくっていただく。このことが一番の早期発見の糸口になるかな、私はこう思いますので、そういう学校現場をつくれるように教育委員会として御指導いただけることをお願い申し上げます。

次は、学校統合問題といじめの関連性というところでございますが、この質問に入る前に、少し昔と今の子どもの置かれている状況、違い、いじめられる子どもの置かれている状況の違いというものを考えてみたいと思います。

昔は、昔の日本というか家庭というのは、大家族が基本だったと思います。兄弟も多くて、祖父母も同居しているという現状がありましたから、いじめられても、学校から帰ってくれば逃げられる場所であったということが考えられないかなと思うのです。それから、地域のコミュニティーがやはり健全に存在をしていたということで、帰宅後、また休日とかは、隣保班を中心に子どもたちの縦社会というものが機能していたように考えられます。それから、学校も生徒数多くて、毎年のクラスがえというもので、いじめる仲間から解放されるチャンスというものが多くあったのかな、こう思うわけでございます。

つまり、よく考えると現在社会では核家族化が進んでいる、少子化で夫婦共働きの家族が増加をしているということで、子どもたちは家庭を逃げ場とすることが困難な状況になっていると思います。それから、地域の怖いおじさん。昔は近所にうるさいおじさんがいたのですけれども、そういう方が不在で、時には弱い子どもたちを守っていたそういう地域の縦社会というものもなくなって、子どもたちは帰宅後に家以外にも逃げる場所を今持たなくなっているのかな、こう思います。それから、少子化が各学校の1学年のクラスを減少させている。その1クラスの生徒数の減少というものが、集団を小さくするという側面を持って、いじめというものの現象を生みやすくなったような現状を持っているのか

な、こういう心配もしています。

それから、こういう状況と相まって、やはり戦後社会というのは、変則的に個人主義というものが私は助長したと思うのです。自己中心というわけではないですけども、そういう風潮を生み出してきたのではないかなと思います。しかし、戦後日本というのは、強く生きていかなければ生きていけない。やはりまちを復興、日本を復興させていきながら自分を守り家族を守っていかなければならない。そこはよく理解ができるのですが、しかしながら、そういう部分で正義感というものが貧困になって、さわらぬ神にたたりなしというか、見て見ぬふりをするとということが多くなったように思われます。

それから、最近ではやはり携帯電話とかパソコン、そういうものの情報機器が発達をしていった。それが子どもたちに浸透することで、いじめられる子どもたちがどこまでもいじめに追いつけ続けられる。家に帰っても、どこにいても追い打ちをかけてくる。そういう新たないじめの状況を生み出しているのではないかな、そう言えないかなと思っております。

こういうふうに考えると、昔もいじめがあったというようなことで看過できないのはもちろんですけども、いじめの構造というものが二重、三重の構造になっている。その構造をどのように崩していくか、崩しながら新しいものを構築し直すかということ、今真剣に考えていかなければいけない時期に来ているのかなと思っております。

ですから、今までやってきたやり方とは、また異なった新たな取り組みが必要になると考えます。そういう点で今から質問を展開してみたいと思うのですが、早速お聞きしますが、1学年1学級の学校が、市内にはまだ存在をしています。学校統合の出発点というのは、子どもたちの教育環境の整備というものが眼目というか目的だったと私は聞いていますし、そう理解しております。学校統合問題といじめの関連性について、教育委員会としてはどのような考えをお持ちか、お聞かせください。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

学年1学級のような規模の学校におきましては、人間関係が深まり、お互いが思いやりたり助け合ったりすることもよく見られます。また、教師も、少人数のため目が届きやすいという利点もあります。しかし、その反面、人間関係が序列化したり固定化したりする傾向にあり、いじめが発生した場合などはクラスがえができないなどの弊害があります。したがって、学校統合などにより適正規模になることは、人間関係の構築などにも好ましいことと考えております。

○3番（手束貴裕君） わかりました。今の答弁からいくと、学校統合問題は、いじめの観点から見ても有効的だ、そういうふうに教育委員会としても理解しているのだということはわかりました。確かに今、答弁でもありましたけれども、小規模校は、人間関係は非常に作りやすいかな。それは、本当にそう思います。また、教職員の先生方等、生徒に対してやはり目が届きやすい、そういう利点も考えられます。しかし、別の方向から見ると、やはりそういう状況の中で一度いじめが発生してしまうと、もう本当に学校の中では逃げ場がないし、なかなか対策も打ちにくい、そういうふうに考えられるのです。ですから、当然学校統合というのは、教育現場の環境整備というものが一番重要であると思うのですが、いじめとか人間関係を構築するという意味での対策の1つとしてもしっかりと考えていただきながら進めていただきたい、こういうふうに思います。

では、次の質問に移ります。次は、クラスがえといじめ対策との関連についてでございますが、先ほども申し上げましたけれども、以前の学校というのは、生徒数が多くて、毎年クラスがえをすることでいじめる仲間から解放されるチャンスがあったと考えます。学年1クラスの学校は、なかなかこれは対応ができませんけれども、学年2学級以上の学校では、私は有効的な手段だと考えます。

そこで、お聞きしたいのですけれども、学年2学級以上の学校では、原則的にクラスがえを行っていると考えてよいのか、また、そのクラスがえといじめとの関連性については、教育委員会はどのように考えておられるのかお聞かせください。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

学年当初のクラスがえは、人間関係をより広くし、多様な子どもたちの出会いができるために重要と考えております。また、いじめなどにより人間関係が硬直化した場合は、お互いが距離を置く機会となり、解決に向けた状況が作りやすくなると考えております。

なお、別府市内の小・中学校とも2学級以上あるところは、全ての学年で学年当初にクラスがえをしております。

○3番（手束貴裕君） わかりました。クラスがえは、基本的には別府市内の小・中学校では学年当初しているということです。これに関しては非常に安心をいたしました。さらに、教育委員会としてもいじめ等、人間関係の再構築、また問題解決には有効だということ認識しているということは、私も今理解できた、これもよかったなと思っております。

私も、小学校に今子どもが1人いる保護者でございます。保護者の中からも毎年このクラスがえとか友だちの人間関係などで相談をされるのがやはり多くあります。やはりクラスがえというものの一番の目的は、授業の能率、また教育環境の整備をしっかりとすることが一番だと思うのですけれども、ぜひいじめといいますか、人間関係というところの部分、また問題解決のために、今後もそういう考えの中で継続して行っていただけるようお願いを申し上げます。

では、次に移りますが、教職員がいじめを発見・把握するための具体的な取り組みというところでございます。

いじめに苦しんで、そして亡くなってしまった子どもたちというのは、生前にその苦しみとか悩みというのは、なかなか家族にも、それから教師にも打ち明けることができなかったと聞いております。また、どのぐらいの割合かわかりませんが、多くの子どもたちが、家族と過ごす時間よりも学校で友だちや先生と過ごす時間のほうが多いのではないかなと考えます。これは、やはり核家族化が進んでいるということと共働き世帯がふえているということ、それから少子化でひとりっ子ということもあって、家に帰れば1人しか家にはいないということが一番の原因ではないかなと思っておりますが、そういう子どもが多いのではないかなと考えます。そういうことを考えると、やはり先生が、教職員の方々がいじめを発見する、しっかりと把握することが重要だと思います。ちょっとした子どもの言動だったり態度が変わったとか、微妙なところでしっかりとそこを見つけていただくというのが、一番重要だと思います。実際には子どもたちが、先生に直接いじめとか人間関係についてやはり相談、悩みや苦しみをしっかりと相談するというのが一番重要だと思うのですけれども、なかなかいじめられている子どもというのは、先生とか保護者に相談をすることができないと思うのです。

そこで、教職員がやはり早期に発見をし把握することが、一番重要だと思いますが、教育委員会として、教職員がいじめを発見・把握するための具体的な取り組みはどのようなものがあるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

いじめの把握のためには、まず、児童・生徒が教師に悩みを相談できる、いじめなどの情報を教師に提供できる信頼関係を築くことが不可欠だと考えております。そこで、教職員は休み時間や放課後も積極的に声かけを行ったり、生活ノートの日記欄によるメッセージのやり取りなどを続けたりするなどして、日ごろから十分にコミュニケーションを図りながら信頼関係の構築に努めております。また、一日を通してできるだけ児童・生徒の様子を見取り、児童・生徒が発する小さなサインや日常のちょっとした変化を見逃さないよ

うにしています。あわせて、それぞれの教員が得た情報を学年や学校で共有する場を定期的に持つことにより、一人一人の児童・生徒の理解に努め、教職員全体で見守るように努めています。

- 3番(手束貴裕君) わかりました。休み時間とか放課後に先生が積極的に声かけをしている、とてもいいことだと思います。生活ノート、日記等によってメッセージのやり取りをやっているということです。私の子どももこの生活ノート、いつも先生に悩みごと等を書いていますが、とてもいいことだなと思います。やはりコミュニケーションを図って、先生と生徒が信頼関係をしっかりとつくっていくということが大切だと思いますので、その信頼関係を構築するということをしっかりとやっていただきたいと思います。そのことが、いじめから子どもたちを守る1つの手段にはなるかなと思うのです。しっかりと、この取り組みは継続してやっていただきたいと思います。

1つだけ気になることがあるのですけれども、やはり先ほども申し上げましたが、情報はしっかりとお互いが共有し合うことが大事だ、情報はしっかりと開示するということが大事だと思うのです。今、答弁にありましたが、学年や全校でしっかりと共有を本当にされているかどうかです。私は、されていないと思います。されているのであれば、そんな問題は無いのではないかな。絶対僕はされていないと思います。

それともう1つは、教育委員会にその全てを報告しているかどうか。これも疑問に思っています。ここが、やはり学校現場の中の全体に、学年、全校で情報共有をすること、それと、その全てを教育委員会に報告してしっかりと対応をしていくということが、絶対に必要不可欠だと思いますので、それをしっかりとやっていただきたい。今回の別府市の問題も、この「報・連・相」が——報告・連絡・相談——がしっかりとできていれば、間違いなくここまで大きくならなかつたと思っていますので、その辺もしっかりと理解をいただいて、学校現場に教育委員会のほうから御指導いただきたい、こう思います。やはり事態を大きくしないということが、学校現場と教育委員会の責務だと思っておりますので、その辺、よろしくお願いを申し上げて、次の質問に移ります。

次は、スクールカウンセラーについてでございます。

学校にスクールカウンセラーが派遣されるようになって、実施されてもう数年が経過したと思います。やはりいじめられている子ども、悩みを抱え苦しんでいる子どもというのは、何度も申し上げますが、なかなか悩みを打ち明けることができないと思うのです。それは、相談をしたことで、それが相手に知れると、いじめがさらにエスカレートするのではないか、深刻化するのではないか、そういう心配をするからなかなか相談ができないのかな、こう思うのです。先ほども言った西尾市のいじめの問題、お父さんの言葉でこういう言葉があったのですが、「親や先生に言ったところで何ができるのか。むしろ黙っててくれ」。こういうことの相談の手紙を送ってきた子どもが1人ではない、相当数いたそうです。でも、その手紙の最後の締めくくりというのは、ずっと最後まで読んでみると、「最後まで読んでくれてありがとう」と書いているそうです。話したくない子ども、いると思うのです。それから、話せない子どももいると思うのです。もっと極端な場合は、話す気力すらもう失っている子どもさんもいらっしゃると思うのです。でも、本当はそういう悩みを聞いてほしいと思うはずなのです。だからこそ、こういう最後に、「最後まで読んでくれてありがとう」というせりふを書いているのだと思うのです。ですから、そういう環境づくりというか、子どもたちが相談に来やすい環境づくりというものをつくるのが一番重要だと考えます。そういった意味では、このスクールカウンセラーというのは、1つの有効的な手段であると考えております。

そこで、教育委員会にお聞きしたいのですが、当然カウンセラーに相談に来ている子どもはいると思います。実際に私も何度か、学校でスクールカウンセラーに子どもが相談を

している姿も見ていますので、全く行っていないとは言いませんが、しかし、重要なのは、相談したくてもできない子どもたちに、相談にどうやって来てもらえるか、そういう積極的なアプローチをしていくのが一番いいと思うのですが、先ほども申し上げましたけれども、やはり対話が一番、アンケートよりも信憑性が高いと思いますので、全児童・生徒と面談をするような取り組みを含めてどのような取り組みがされているのかお聞かせいただきたいと思います。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

別府市では、臨床心理に関する専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを全ての中学校、そして小学校4校に配置しております。これは、先ほど述べたとおりでございます。その役割としましては、いじめ、友人関係、学習関係など、多岐にわたる児童・生徒の相談への対応でございます。そして、問題行動が見られる児童・生徒の心理的な見立てや、その対応への助言でございます。そして、事件事故による被害児童・生徒へのケアなどがあり、学校の教育相談体制において大きな役割を果たしております。

あわせて、ちょっと余分なことですが、別府市では、スクールサポーター派遣事業により、全ての小中学校にスクールサポーターをあわせて派遣しております。児童・生徒の実態把握やトラブルの未然防止に努めております。

先ほどの相談しやすい環境ということにつきましては、カウンセラー自身が学校行事に加わるなど、児童・生徒との触れ合いの機会などを持ち、カウンセラーが身近に存在することや、相談室だよりを発行して、相談室へ行くことの壁を低くしたりしております。さらに、相談室そのものの環境を整備して、気軽に入れるような雰囲気づくりにも努めております。

○3番（手束貴裕君） 学校スクールカウンセラーとしていろいろと対応・取り組みをされているということは、よく理解をいたしました。しかし、やはりスクールカウンセラーも子どもたちとコミュニケーションをとらないと、なかなか相談に来てくれないということもあると思いますので、しっかりと子どもたちとコミュニケーションをとる。カウンセラーもいろんなところに出て行ってコミュニケーションをとっていただけるような取り組みをしていただけるとありがたいなと思います。

それと、もう1つ答弁の中でも出てきましたスクールサポーターの件です。

サポーターは、基本的には授業のサポートをするというところが大きな目的ではないかなと思うのですが、私の子どもが通っています石垣小学校でもこのスクールサポーター、大変お世話になっておまして、非常に子どもたちとサポーターの間に信頼関係があって、とてもいいコミュニケーションがとれているようでもあります。極端な言い方をすると、あるスクールサポーターであれば、教職員よりもコミュニケーションがとれているという場合もあるのです。担任の先生ではないから、サポーターだからこそ入り込んで行きやすい部分があるのかな。だから、そういう部分がすごく子どもたちにとって身近に感じてコミュニケーションが図りやすいのかな、そういうふうには感じております。

実は、現実にスクールサポーターが、子どもたちのちょっとした言動の違いとか、それとか態度の違いとか、いつも一緒に仲よく遊んでいるのに、何かこう、おかしいなと思うようなところに気がついて、そのことを未然に実は子どもたちと話をしたら、実は授業中に貸し借りのことでトラブルになりけんかになっていたのだというようなことがあったそうです。それが、そのサポーターが間に入って話をしたことで、いじめに発展しかけていたというところに早く気がついて問題を解決していただいたという事例もありますので、本当にこのスクールサポーターというのは、充実をさせていただくことは、子どもたちのいじめの問題解決にも非常に役に立つのではないかな。これは僕なんかも経験をしていることですから、ぜひこの辺も教育委員会として十分対応をしていただきたい。人がふやせ

るのであれば、人をふやせと言うと、どうしても人件費がふえますから、なかなか難しいかもしれませんが、できるのであればふやしていただくと非常にいいなと思っております。そのこともお願いを申し上げまして、次の地域コミュニティの重要性の質問に移らせていただきます。

先ほども申し上げましたが、昔の地域というのは、健全な地域コミュニティというものが存在をしていた。子どもたちの中にも縦社会というものが存在することで、いじめから守ってもらえる状況があったと考えます。昔は、僕なんかもそうですけれども、ボスではないですけれども、リーダーみたいな方がいて、そういうお兄ちゃんたちが、何かいじめられたりとか殴られたりすると、その子が相手をいじめるとかではなくて、「そういうことしなくて仲よくしろよ」とか、そうやって未然に、未然というか、その後に自分たちを守ってくれるような、そういうような縦社会というものが存在したように思うのです。しかし、現在では核家族化が進んでいます。それから地域の怖いおじさんも不在。これもちょっと地域の方が注意をしてしまうと、ある保護者だと、「何で私の子どもにそんなことを言うのですか」とか、「うちの子どもが何をしたのですか」とか言っていく保護者も多いので、なかなか注意をしづらいという状況もあると思うのです。それから、車社会です、今の社会は。現代社会は、やはり道路が多くつくられることで、社会全体としては非常に便利になったと思うのですが、その反面、子どもたちの遊び場が少なくなりました。そういうことが1つの大きな原因になっているのではないかな、こう思うわけでございます。そういう観点から考えても、地域のコミュニティというものは重要であると考えます。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、なかなか以前のような地域コミュニティというのは、つくることが困難な状況であると考えます。しかし、地域コミュニティというものは必要であると考えますので、まず、教育委員会としてこの地域コミュニティの重要性をどのように考えているのか、お聞かせください。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

教育は、学校だけで完結するものでなく、保護者、地域が一体となって子どもを育てていくものだと思っております。そういった意味で、全国的にコミュニティスクールができてきているということも言えると思います。別府市教育委員会でも、新しい公共型の学校として、今その研究をしているところでございます。

○3番（手束貴裕君） わかりました。今の答弁から推測すると、教育委員会としてもこの地域コミュニティというものは重要だと考えているということですね。学校、地域、保護者が一体となって子どもを守り育てていくことが、1つのいじめから子どもを守る手段であるということも、よく理解ができました。

先ほども申し上げましたけれども、現在では、以前のような地域コミュニティというのはつくりにくい、そういう状況にあると思います。そこで、やはり新たな地域コミュニティづくりというものが私は重要であると思うのですけれども、先日、2カ月ぐらい前だと思っておりますけれども、石垣の地域公民館で国語の授業だったか漢字だったか、ちょっと記憶があれなのですが、地域の自治会長さんが主体となって出前授業をしていただいたことがあります。その出前授業が、非常に子どもたちに好評だったというのはもちろんなのですが、実はいろんな、直接友だち同士を集めたとかいうことではなくて、募集をかけたらいろんな子どもたちが、そういうのに参加してみたい、漢字苦手だから来てみたいとか、そういうことで集まった子どもたちだったので、仲のいい友だち同士が集まったわけではないですから、当然仲の悪い友だち同士も参加をしたと聞いています。その中で友だち同士がグループ学習みたいなものに取り組んだそうなのですが、そのときにたまたま仲の悪い者同士が一緒に班になってそのグループ学習に取り組んだ。そうしたら、わ

だかまりがとれて仲よくなった。仲よくなったとか仲直りができたという話を直接子どもたちから聞いたのです。それというのは、非常にいいことだなと思いました。そういうことを考えると、こういう取り組みというのは、ある意味いじめに対しても未然に防げる有効的な手段だ、そういうふうを考えますし、また新しい地域コミュニティーを構築し得る、そういうものになるのではないかな、こう思うわけでございます。

そこで、お聞きしたいのですけれども、教育委員会としてこのような取り組みをしているのか、もしくは今後行っていく予定があるのか、考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○生涯学習課参事（溝部敏郎君） お答えいたします。

別府市教育委員会といたしましては、今年度も引き続き地域教育力活性化事業に取り組んでいます。今後も公民館が地域の拠点としてコミュニティーを形成し、この事業を継続して取り組む環境をつくっていかねばならないと考えています。その一例として、ことしの夏休みに各地区公民館で地域散策を初めて実施しました。その中の中部地区公民館では、地域の大人と子どもが実相寺古墳群と吉弘神社を散策しました。今までは、近くを通ったときに見かけるぐらいだったのが、実際に専門の講師の方に説明してもらって、地域のすばらしさを再発見することができたと感想を述べられていました。その中で一緒に参加した子どもや大人が、お互いにコミュニケーションをとりながら地域を散策したのが興味深く印象に残りました。この地域のつながりを今後とも大切にしながら、公民館を地域のコミュニティーの核として子どもの居場所づくりにもつなげていきたいと考えています。

○3番（手束貴裕君） よくわかりました。現在でもいろんな取り組みをされている、今後ともそういう取り組みを行っていく、計画があるということもよく理解ができました。

今、地域教育力活性化事業の取り組みのことで御答弁をいただいたのですけれども、実際に今回の地域散策、参加した子どもからそういう話を聞くことができまして、石垣の地区に吉弘神社が、何で「吉弘」と言うのだろうというクエスチョンを持っていた子どもたちは、吉弘神社に行ったことで、それで吉弘神社という名前なのだということがわかったということ、すごく喜んでいました。こういう地域の歴史散策をできるような企画は、今後も参加をしたい。やはり参加する子は3年生とか4年生から上の子でないと、やっぱり低学年の子どもはなかなか理解しにくいと思うのですが、僕が話を聞いたのは5年生、6年生の子どもだったのですけれども、とてもよかったということでした。

それと同時に、なかなか今、保護者と一緒に地域の活動とかお祭りとかに参加する機会が少なくなっているのが、地域の方と触れ合うことが非常に少ないということで、地域の方にどういう人がいるのかよくわからないという子どもが多いのですけれども、その中で今回の散策を一緒にした中で地域の方を身近に感じた。実は自分の隣の家に住んでいた方だったのだとかいうことに気がついた子どもさんがいらっしやっみたいで、とてもそれがよかったなと思っています。これが、やはり子どもたちが地域とかかわって地域の方々と触れ合う機会がすごくふえるということは、ある意味いじめから子どもを守る1つの手段にはなるのかな、こういうふうに思いますので、ぜひこの事業も継続的に行っていただくことをお願い申し上げまして、最後の情報機器の発達によるいじめ問題の対策に移らせていただきます。

最後の質問ですけれども、先に申し上げましたとおり、以前のいじめというのは、家に帰れば解放された、そう思います。実は私もいじめに遭ったことがありましたので、家に帰るしかそれから逃れることができなかつた。ちょっと遊びに出ても見つけられるといじめられていたというようなことがあって、家庭に帰って逃げ場があるというのは、1つの逃げ場というか、自分の気持ちを落ちつかせられる場所だったのです。よく教育委員会の

方々、また学校側から保護者に向けて、子どもたちの心の安定を図れる場所を提供してほしいという願いをいつもいただきます。それを、今、保護者は一生懸命実行していますが、今、共働きが多いということではなかなかそれができないのですけれども、そういった中で今、追い打ちをかけているのが、私は情報機器の発達というものではないかなと思うのです。家に帰っても携帯電話、またパソコンのメール、それからブログ等でいじめがどこまでも自分を追いかけてくるし、いつまでも自分に追い打ちをかけてくる、そういう新たな今いじめの状況というものを生み出していると思うのです。ですから、この情報機器のいじめに対してもしっかりと取り組んでいかなければいけないと思います。

ただし、これは学校とかで先生とか教職員とか子どもたちだけに向けての教育ではなくて、やはり私は保護者、それから地域の方々にも知識を持ってもらう必要があると思います。ですから、ぜひそういった方法をやっていただきたいと思うのですが、まず、そこでお聞きしたいのですけれども、この情報機器の発達、これによるいじめの問題の取り組みというのは、どういうものをされているのかお聞かせください。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

携帯電話やパソコンなどの情報機器の発達により、いじめは一層見えにくくなっております。これは、もう議員御指摘のとおりだと思います。これらの情報機器の発達は、いじめを学校だけでなく家庭にまで持ち込み、いわば24時間のいじめにつながると危惧しております。

別府市では、その対策として、毎年別府市立中学校の全生徒を対象にアンケートを実施し、インターネット、携帯電話にかかる意識及びトラブル等の現状を調査しております。児童・生徒の現状を踏まえ、各学校における情報モラル教育の取り組みを推進するようにしております。相談窓口を掲載したカードの配布や校内での掲示により、ネットいじめ相談窓口の周知を図っております。そのほかに保護者向けといたしまして、入学式や進級を機に携帯電話の購入が多く行われることから、その入学式や年度初めのPTAなどの場において、インターネットの適切な利用やフィルタリングの利用普及等に関して保護者への啓発活動を行っております。以上のような取り組みを行っております。

○3番（手束貴裕君） わかりました。しかし、この情報機器のいじめについての対応というのは、なかなか対策がとりにくい、見えにくい部分も多いですし、それから、1つ私は思うのですけれども、いろんなサイトに登録をする、そのときに情報を、情報というか、登録したときに自分の情報を自然と勝手にデータが向こうに送信されて、携帯電話の中に入っている情報とかが流れてしまって、結果的にそういうことで、本当はその人たちには見えなかったような話が相手に見えてしまって、それがいじめに発展をするということも起きていると聞いています。先日もそういう講習会の中で、この情報機器のいじめについての講習を受けてきたのですけれども、なかなか理解ができない。聞いていても、1回や2回聞いただけではなかなか理解できないですし、それをまた先生たちが聞いて子どもたちに伝えても、なかなか伝えにくいと思うのです。ですから、こういう機会はどんどんふやして、今、中学校は毎年行っていますという話でしたが、もう今は小学校でもやはりひとりっ子で核家族が進んでいますから、小学校もアンケート上はそんなに持っていませんと言っている回答を、多分教育委員会は持っているのではないかなと思うのですけれども、多分想像よりもまだ多く子どもたちは携帯電話を所持していると思います。ですから、小学校の子どもたちにも、特に高学年、5年生とか6年生に向けたそういう情報機器の講習会といいますか、講演会というのを定期的に行っていただきたい。また、そのときには同時に保護者も一緒に参加をして保護者も聞ける、そういう形で企画をしていただきたいと思いますが、それはぜひよろしく願いをいたします。

それでは、まとめたいと思いますが、今いろいろといじめについて質問をさせていただ

きました。このいじめの問題というのは、学校現場だけが悪いわけではないと思います。また、教育委員会だけの問題でもないと思うのです。やはり大人の社会の問題であって、大人の責任だと思っています。特に情報機器にしてもそうです。今はこうやって社会が便利になったものは、全て大人が、自分たちが便利にするためにつくったものが、結果的に子どもたちに影響を及ぼしているというのが、今、私は現代社会の問題だと思っておりますので、やはりこの問題をしっかりと解決をしていかなければいけない。そのためにはやはり隠しごとがないように、情報は、学校側が得た情報も教育委員会が得た情報も言いにくいと思うのです。言いにくいと思うのですけれども、しっかりと保護者とか地域の方に伝えていく。また、保護者もそういう情報は学校現場に隠さずに伝えていく。その情報共有をしっかりととっていくことが、一番重要だと考えます。

私たちの責任は、子どもたちがいじめの加害者にもならないように、被害者にもならないようにするということが、私たち大人の責任だと思っておりますので、このいじめの問題というのは、やはり継続的に対策を講じ、またみんなで協力し合っていないといけないと思いますから、私も、今後もこのいじめの問題に関しては定期的にまた御質問をさせていただきたい、こういうふうに思います。あすを担う子どもたちのために、今後も一緒に協力しながらやっていくということをお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（加藤信康君） 休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後3時02分 再開

○議長（松川峰生君） 再開いたします。

○8番（荒金卓雄君） 本日最後、元気いっぱいいきたいと思います。

初めに議長にちょっと了解をもらいまして、質問の順番を、大項目の2番目にしております、「障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例」の質問を、4番と5番の間に移動させまして行いたいと思います。

○議長（松川峰生君） 許可します。

○8番（荒金卓雄君） ありがとうございます。では、初めに、別府市水道施設の防災・減災についてお尋ねをいたします。

実は去る8月24日に、私たち公明党4名の議員団で、今、日本でも、また大分・別府でも最も意識の高い防災・減災という観点から、インフラを危険箇所の点検というか、また実際にお仕事に携わっている方からいろいろ教えてもらおうということで動きまして、特に道路ですとか橋梁また学校、こういうところの耐震ですとか防災等の動きは、案外市民の皆様にも目に触れるわけですが、私どもはあえて山間部にあります、水の供給源であります貯水ダム、大分川導水経路、また朝見浄水場、こういうところに連れていっていただきまして、防災の面からいろいろ見せていただきました。本当に百聞は一見にしかずで、私も乙原ダムまた鮎返ダム、名前は知っておりました。また、地図の上でもこの辺というぐらいは知っていたつもりですが、やはり実際に車で行きますと、ちょっと道路の片方の斜面は、万が一ハンドルをとられると危ないなというようなところに別府の水の供給源があるということを知りまして、改めて行ってよかったなと思いました。

そこで、まず水源となります大分川導水路、また貯水ダム、これの竣工年度、施設概要及び役割、これについて教えてください。

○水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

初めに、大分川導水路であります。第21回1巡目大分国体に合わせ、大分県企業局の別府発電所建設といった別府地域利水事業との共同事業として、昭和41年に完成し、由布市庄内町から内成を経由し、別府発電所までの総延長2万765メートルの自然流下方

式の導水路で、朝見浄水場の主水源であります。

次に、貯水ダムは2カ所ありまして、そのうちの1つは乙原ダムで、別府町上水道創設時の水源地として大正6年に完成し、有効貯水容量5,400立方メートルの重力式コンクリートダムであります。また、もう1つの鮎返ダムは、戦後国による進駐軍の別府キャンプへの水源とし、昭和24年に完成した有効貯水容量4万7,765立方メートルの重力式コンクリートダムで、昭和29年に国から別府市に無償譲渡されております。両ダムともに大分川導水路の年2回の定期検査時や緊急取水停止時などの代替水源として重要な施設となっております。

○8番（荒金卓雄君） 今教わりました最も古いのは乙原ダムで、これは大正6年ですから、別府町の時代に完成している。もう95年の経過を見ているのです。大分川の導水路、こちらのはもう46年経過しております。また鮎返ダムも63年を経過している。こういういわゆるコンクリート等の建設物としては、もうコンクリートも寿命といいますか、そういう危険性のある施設という重要な視点から見させていただきましたが、次に、同じように朝見浄水場に関しまして、同じく竣工年度、施設概要等はいかがでしょうか。

○水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

現在の朝見浄水場は、第6期拡張事業とし、昭和44年に完成し、第7期拡張事業とし、昭和54年に増強いたしました。浄水能力が1日当たり5万8,000立方メートルの、急速ろ過方式の浄水場で、自然流下や送水施設を利用し、市街地の約75%に給水している主要な浄水場であります。

○8番（荒金卓雄君） 今、要は大分川からの導水、また乙原ダムまた鮎返ダムからの取水、それが朝見浄水場に取水されまして、市内には75%カバーしているということでありませぬ。しかし、今、実際は乙原ダムまた鮎返ダムは代替水源という役割を果たしているということですが、いわゆる大分川からの導水路に何らかの事故等が発生して、大分川からの取水が停止した場合にこの乙原ダムまた鮎返ダムが、取水源のいわゆるピンチヒッターとして役割を持っているということですのでけれども、このピンチヒッターのいわゆる取水能力、取水量はどのくらいあるのでしょうか。

○水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

乙原ダム及び鮎返ダムの貯水量と、乙原川と鮎返川からの取水量をあわせて使用し、朝見浄水場からの日平均配水量の約1日半分を、大分川導水路が停止しても給水することが可能であると考えております。

○8番（荒金卓雄君） 代替水源ということではありますが、これを、1日半も持つのかと考えるのか、1日半しかカバーできないのか、万が一、大分川からの導水等に障害があった場合には不安もあるというふうに私は思います。いずれにしても、これらの施設を先ほど申しました40年以上、60年以上、90年以上使ってきているわけですが、これまでに実施した改修状況の経過、また、その成果として、現在これらの施設の耐震性能は安心できるのかどうか。これはいかがですか。

○水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

初めに、大分川導水路は、大分県企業局の管理施設であります。竣工後40年以上を経過したため、平成21年3月に別府発電所導水路保全対策協議会と別府発電所導水路・別府水道水保全対策検討委員会を設立し、業務委託による調査検討などを行ってきた結果、構造的には問題なく、深刻な老朽箇所も認められておりませぬ。

次に、乙原ダムは、昭和59年に耐震性及び老朽化の補強改修などを行っております。また鮎返ダムは、平成9年にダム機能診断を行い、構造上の問題はありませぬでしたが、老朽化が進んでいたため、平成12年から平成17年までの6年間で堤体の補修・補強と堆砂土の除去工事などを行っております。したがって、両ダムともに現在のところ耐震

性には問題ないと考えております。

- 8番（荒金卓雄君） ダムとしてはどうしても土砂がたまっていきますから、それをかき出すという面と、その周りのコンクリートの強度、これを維持するというので改修補強を行ってきたということです。

では、次には、別府の安全な飲料水をつくる工場とも言える朝見の浄水場。こちらのほうのこれまでの改修状況、また現在の耐震性能の安全性、これはいかがですか。

- 水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

朝見浄水場ではありますが、平成7年に行った水道施設耐震評価に基づき、平成9年から場内各施設の耐震補強工事などを行い、平成21年の管理棟耐震補強工事により、朝見浄水場の浄水施設の全ての耐震化が完了したと考えておりましたが、平成21年の耐震基準改正に伴い、平成22年度に行った水道施設耐震1次診断により、さらなる耐震補強箇所が判明したため、現在、一部に耐震性の劣っている施設もあります。

- 8番（荒金卓雄君） 一度これで耐震化終了、安心というふうに考えていたのですが、平成21年の耐震基準の改正というのが行われて、それから見ると一部耐震補強が必要という箇所が出てくる。つまり、こういう防災ですとか減災、また耐震化、これにはいわゆるゴールがないわけです。ここまで計画を組んでこれだけ巨額のお金をかけてやったから、ここで一安心、もう終了ということがなかなか言えないわけです。今後の耐震補強の、また改修の計画も現在組まれているということですのでけれども、それはいかがでしょうか。

- 水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

初めに、大分川導水路ではありますが、構造的には問題なく、深刻な老朽箇所も認められておりませんので、大分県企業局による年2回の導水路点検時の目視確認の継続、5年ごとの業務委託による精密検査を行うことを計画しております。また、本年度、さらなる安全性を確保するために、大分県企業局による由布川水路橋の補修工事を計画しております。

次に、乙原ダム及び鮎返ダムではありますが、現在のところ耐震性に問題ないと考えておりますので、ダムの堆砂状況の確認などとあわせて補強改修部分の経過確認などを行いたいと考えております。

最後に、朝見浄水場ではありますが、平成22年度に行った水道施設耐震1次診断に基づき、本年度より追加の耐震補強工事を行い、平成26年度には浄水施設の100%耐震化を完了したいと考えております。

- 8番（荒金卓雄君） 別府市としては、平成26年度までに、また朝見浄水場は100%の耐震化を完成させたいという、これは案外、私も厚生労働省のホームページでちょっと確認をしましたがけれども、全国のいわゆる浄水場の耐震化率はどのくらいかと思ますと、これは16.8%、これは平成22年3月末の数字ですが、思った以上に低いなと思ひまして、逆に別府市のこの朝見浄水場に、あと2年先ではありますけれども、耐震化の改修計画が着々と進んでいるということはありがたいことだと思っております。

次に、ちょっと視点を変えまして、万が一大震災また今回のような北部九州の大豪雨、こういうのが襲ったときに、万が一水道施設・設備、そういうものが被害に遭ったら、どのような状態になるのだろうかということも知っておきたい。最近、南海トラフの想定被害が、最大32万名もの死者だという報道もされましたけれども、なかなかそういう社会インフラの損害がどのくらいになるのかというようなのが伝わってまいりませんので、ずばり、直近の7月にありました九州北部豪雨で受けました大分県内また別府市の水道施設の被害事例、これはいかがでしたか。

- 水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

ことし7月の九州北部豪雨により日田市、竹田市及び豊後大野市の上水道や簡易水道においての被害ではありますが、水源施設や送水施設の水没、河川の水管橋の流失、道路の路

肩崩壊による配水管破損などの被害により断水が生じております。その際、日本水道協会大分県支部を通じての依頼により、別府市水道局は、竹田市に対し給水車と職員を派遣し、7日間の応急給水活動を実施しております。それと、加えて別府市におきましても、九州北部豪雨の影響により扇山浄水場の境川導水管が破損し、取水に影響を及ぼしましたが、素早く仮設及び普及することで断水を回避し、市民への安定給水を確保することに努めました。

○8番（荒金卓雄君） 日田市や竹田市等の被害は、私たちがテレビ報道等で聞いておりましたけれども、別府市においても豪雨のときに今おっしゃったような扇山浄水場のほうでの被害があった。しかし、早急な、迅速な対応で市民の皆さんへの損害というところまでは至らなかったということです。しかし、今後万が一何らかの事故でそういう水道の施設が被害を受けるといときに、私たち住民にとってはいわゆる断水ということが目に見える格好で水道の被害として出てくるわけですけども、その断水が発生した場合に市民への給水対策、これはどういうふうにとられているのでしょうか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

断水のケースといたしましては、施設事故や停電、管路事故など影響期間が比較的小さい場合と大規模な地震、風水害、水質事故など比較的影響期間が長期にわたる場合とに区分されます。管路事故など比較的小さい断水につきましては、給水車の出動や給水袋による給水などにより対応可能と考えておりますが、大きな災害が発生した場合には、断水区域が全市的となることが想定されます。大規模な断水におきましては、水道水を給水する拠点を設けて、そこを中心に応急給水の活動を行っていきたいと考えております。この給水拠点の設置場所につきましては、飲料水兼用耐震性貯水槽が市内に7カ所設置されておりますので、この耐震性貯水槽の設置場所に加えまして、災害時での一時避難所や収容避難所、医療機関などを優先し順次給水をしていきたいと考えております。

なお、大規模な災害が生じた場合は、応急給水並びに応急復旧の対策といたしまして、日本水道協会を通じて全国の水道事業者からの支援や、別府市管工事協同組合への応援要請などにより対応していかねばならないと考えております。

○8番（荒金卓雄君） 別府市は、幸いにして渇水ですとか、こういうような事故による断水などを経験したことはほとんどないのだろうと思います。しかし、ことわざに、「水を飲むときは、その井戸を掘った人のことを思え」ということわざがございます。また、私は時々局長のお部屋にちょっとお邪魔するときがあるのですが、そのときに壁に乙原ダムの写真が飾ってありまして、大正6年の別府の先人が市民の皆さんへ水源を開いた御苦労をやっぱり毎日心にしながら頑張っていたのだなと。いずれにしても、水道局の皆さんしか山間部の水源のチェックはできないし、またその技術もないわけです。ですから、本当に別府の市民の生活、また観光別府の縁の下の力持ちとして、これからも頑張っていたきたいということを申し上げて、この項を終了いたします。

2つ目に、行政からの情報発信についてということでお尋ねをいたします。

本庁舎1階の正面スペースの活用についてお尋ねいたします。私なんかも市役所をいつも西側の正面から入ってくるのですけれども、一番にやはり目につくのは立体模型です、別府市の立体模型。きのうもちょっと議案質疑でもお話がありましたが、「湯のまち別府は世界の宝」と書いた大きな別府市パノラマの写真が出ておりますけれども、私は、あそこの立体の模型が、ここの新庁舎が建てたそのとき以来二十六、七年間あそこに鎮座しているのだと思いますけれども、どれぐらい今、市民の皆さんにあの立体模型の情報発信がされているのかなというのを思うのです。

まず、その立体模型はどのような経緯でそこに設置されているのか、これを教えてください。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

本庁舎1階の、正面玄関から入って真向かいになります。現在、立体模型を展示しております。この模型でございますが、昭和60年4月に現在の市庁舎が建設された際にモニュメントとして製作をされ、現在地に設置をしているという経緯がございます。

○8番（荒金卓雄君） この模型では機能、どういう情報を発信するというか、機能はあるのか。これはいかがですか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えをいたします。

まず、模型の機能でございますが、本市の地形を立体的に展示しております。また、地勢、地層の情報、主要施設の情報を提供しているほか、映像を通して本市の情報を紹介する機能がございまして、設置後25年を経過して老朽化も進んでいるために、一部機能につきましても可動していない状況となっております。

○8番（荒金卓雄君） 私も今回ちょっとこの新庁舎が移動してスタートしたときの立体模型が、どのくらい注目を浴びたのかなというのを調べようと思ひまして、昭和60年3月16日の新聞に行き当たりまして、そこにちょっとこういうふうな紹介があります。「正面入り口を入ると、突き当りのトップライト真下に3.5メートル四角の別府市の模型が置かれてある。手前に市内の官公庁や観光施設を表示したボタンが並び、これを押すと、目指す場所にランプがつき、前方のテレビに映像が出てマイクで説明が流れるという仕組みで、さすが観光都市別府の市庁舎。なかなか好評である」。こういう紹介がありますが、今、課長がおっしゃった一部の機能が可動していない。これは、どういう機能が今可動していませんか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

今、議員さんのほうから指摘をされた中に、映像の機能がございまして。映像を通して本市の情報を紹介する機能であります。その機能が故障のため、現在可動していないという状況でございます。

○8番（荒金卓雄君） いつから、その機能が働いておりませんか。いわゆる故障したのは、いつですか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

故障した時期でございますが、平成12年ごろではないかと思われま。

○8番（荒金卓雄君） もう12年経過しているのです。あそこに立体模型が、スタートの時期にはすごく恐らく別府のいろんな地層が見えたり、またそういう視覚からまた説明文が流れてすばらしかったのだらうと思うのですが、いつか、どこかの時点で故障した。しかし、故障して12年。何の修理もせずにあそこに鎮座しているということは、どう考えても異常ではないかと思うのです。これは財産活用課という、もう財産活用どころではない。財産管理でもない。（「財産不活用課だ」と呼ぶ者あり）うん、財産不活用課という今声が出ましたけれども、幾ら何でもここにいらっしゃる執行部の皆さんも、もう入庁されて、市役所に勤務されて二十五、六年以上、もうあれをずっとごらんになっていると思うのです。だから、壊れているな、調子が悪いなというのに少なからず気づいている方もいらっしゃると思うのです。（「見ない」と呼ぶ者あり）ああ、もう見ない。見ないということはないと思ひますがね。しかし、それを、では、どうしないかというような行動につながっていないわけですね。例えば、家の玄関に大きな立派な掛け時計があるけれども、時計が故障で動いていないというような状況で、家族の人はそれをそのまま、格好だけいいから置いておけというようなことはしないでしょう。やっぱり来客があり、いろんな人が来れば、そんなみっともない物を放置しておくことはあり得ない。それはなぜそういうことが出ているのかというのは、やっぱりこれは、その財産が市民の財産であるという意識が、私はないのだと思うのです。薄れている。マンネリ。

だから、今の課長が12年間いらっしやっただけではないから、課長の全責任ではない。しかし、この1年何カ月かの間でわかっているわけですから、それをどうするのか。もちろん修理をすれば金がかかります。高額な場合もあるでしょうから、一気にはいかないかもかもしれませんが、どうするのかという次の考えがあるのかどうか。そこはいかがですか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

議員御指摘のように、今、平成12年以来12年間故障のまま、そのまま放置をしていたというのは事実でございます。当初、故障当時は、私も書類をちょっと見ましたが、修理の見積り等も徴取をしていたようではありますが、実際には実行までは至っておりませんので、今後、この部分の修繕等を含めてちょっと検討させていただきたいなというふうに考えております。

○8番（荒金卓雄君） そういう検討の1つのアイデアとして私はちょっと1個提案なのですが、ことしの3月に別府市防災シティアップが出ました。全市内の避難所ですとか、また貯水タンクのありか、またいわゆる10メートルライン、津波が浸水してきた場合に、ここまでが何とか届くラインですよというような10メートルラインというのがありますが、私は、この防災シティアップの情報をその立体模型の上に乗せて、せっかく立体であるわけですから、それを見て防災マップの情報を市民の方に知ってもらおうというような活用も考えていただいたらどうかと思うのですが、いかがですか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

議員御提案の庁舎1階正面スペースに設置しております立体模型に海拔10メートルのラインや避難所などを表示してはどうかということですが、市役所に来庁された市民への周知の面で有効であると考えます。今後、立体模型を所管しております課とその有効利用について協議してまいりたいと考えております。貴重な御提案、ありがとうございました。

○8番（荒金卓雄君） それのみにとらわれなくても、例えば今、自主防災組織ですとか自治会の皆さんも、そういう防災に関する意識が非常に高まっておりますので、別府市のあいう立体模型を何か活用の提案をしてもらうとか、そういう投げかけもあっていいのではないかな。また、今は要は画面が映るはずのソニーのテレビのところは映りませんが、実は今、デジタルフォトフレームという新しいのがあります。御存じと思うのですが、いわゆる写真立てです。写真を立てるやつがデジタル情報を扱ってしまっていて、何百枚の写真もじわじわとスライドショー的に変わっていったり、またメールで情報ももらえたり、今のデジタルのやつは非常に性能がいいのです。ですから、例えばそれをそこに別府市の、本当は今まで紹介していた施設なんかの情報を、これはムービーも入りますから、そういうのを入れて使うとか、いろいろ活用の……、お金、極力お金をかけないで活用の仕方があるということを申し上げて、今後はこういうことがないように申し上げて、この質問は終わります。

次に、市制90周年へ向けてということでお話をします。

再来年の平成26年が、別府市制90周年を迎える節目になります。これまで何十周年という節目ごとでのいろんな行事があったと思うのですが、例えば80周年の節目などでは大体どのような行事を行っているのか。これをまずお聞かせください。

○秘書広報課長（田北浩司君） お答えいたします。

市制80周年の例にて御説明いたします。平成16年、2004年4月1日に別府市は80周年を迎えました。前年の平成15年7月に記念事業実行委員会を設置しまして、準備を始めております。

主な事業としましては、記念事業と記念式典になりますが、市民総参加を意識し、80周年の歴史を振り返り、より多くの市民が記念事業に参加できるような企画を、年間を通

して開催いたしました。具体的には、記念事業としまして、著名な音楽家によるコンサートや、民法放送局にて80年の歴史を映像で振り返る番組の放送、また記念式典と同日にべっぴアリーナにて小・中学生による別府の未来を描いた絵画展やスポーツイベント、模擬店、キャラクターショーなどを開催しております。そのほかに年間を通した恒例のイベントや行事等に「市制80周年記念事業」の冠名をつけまして、広く市民参加を呼びかけた事業を実施しております。

- 8番（荒金卓雄君） そういうのを前例としながら、また新しい企画を、アイデアを出していただきたいと思いますと思うのですが、要は、いち早く市民の皆様に来来年が90周年だということを知っていただくという意味で、例えばカウントダウンの表示を正面玄関なりに出すとか。実は課長、もう1つ90周年が重要な節目と重なるのですが、別府温泉まつり、別府八湯温泉まつりが、今年が第98回でした、再来年がこのままいくと第100回の温泉まつりになります。ちょうど4月にタイミングが重なりますので、ちょっと意義を深めて思い切った企画を組めるのではないかな。今、正面玄関のところ、入ってくる玄関の前に竹を回したようなモニュメントもありますけれども、あれも新しい気持ちでということ、例えばどこかに移動させたりして、そこにまた新しいモニュメント、記念碑をつくるばかりではないですけれども、何か新しい利用ですとか、また、きのう、議案質疑でもありました。先ほど言いました1階の市民ホールの吹き抜けのところの視界を遮っている大きなパノラマ。あれももう思い切って外して、吹き抜けが生かせるような、市役所のイメージが変わったと言えるようなものも考えていただきたいと思いますと思うのです。

もう1つ大事なものは、これは、行政側から市民の皆さんに訴える、アピールする、PRするということだけではなくて、実は今勤務している職員、これは私たち市議会議員も含めてですが、私たちが、別府市制になって90年なのだと。昔からの仕事のやり方を踏襲しながら、また新しいのを加えながらやってきているわけですが、90周年に向けて自分の今の部署の仕事のやり方、こういうのも同時に見直していこう、こういう、外にも内にもアピールするような有効な記念の節目として生かしていただきたいなということをお願いしまして、この項を終了いたします。

では続きまして、選挙投票の利便性向上について。特に期日前投票の利便性向上について、お尋ねします。

これは、私も数回やっております。うちの会派長も数回やっておりますが、なかなかこの期日前投票が、多くの有権者の皆様に認知されてきた。これは平成15年から始まっておりますから、まだ7年ぐらいなのですから、去年の平成23年4月の統一地方選、市長選、また市議会議員選挙の投票者のうち、実に4分の1の方が期日前投票を利用されている。だから、いわゆるスタートのときの不在者投票を拡大したような例外的な位置づけというよりも、本当に投票期間が投票日だけ1日だったのが延びている、延びているというか長く設けているというふうにして、積極的にこの期日前投票の利便性を上げていただきたい。これまで強く要望してきていますのが、投票所の入場整理券、いわゆる選挙に行くときはがき、あの裏面に期日前投票の宣誓書を印刷して発送して、家庭で受け取って家で書いて会場に持っていくという、こういうことをぜひ実現してほしいということをお願いしてきました。これが予算が非常にかかるというようなことで、これまで実施は困難という御返事を受けていますけれども、改めてもう1回、するとすれば、どのくらいの金額が見込まれるのか。それと、もう1つは、期日前投票の宣誓書を、今ホームページからダウンロードというやり方も何回も要請してきていますけれども、これも率直にすばっと実現してもらいたい。この2点、いかがですか。

- 選挙管理委員会事務局長（吉野 武君） お答えいたします。

現在、投票所入場整理券につきましては、圧着式のはがき、1世帯3名分まで1通のは

がきで発送しております。平成 23 年 4 月の市長・市議会議員選挙では、6 万 230 通発送し、郵送経費は割引制度を活用いたしまして、250 万円ほどかかっております。

はがきの裏面に現在の期日前投票宣誓書、A 4 の用紙ですけれども、それを縮小しまして必要最小限の項目を入れて入場整理券に宣誓書を印刷し発送する場合は、1 人 1 通が限度と思われ、その場合は有権者数と同じく 10 万 957 通発送となり、割引制度を活用した郵送経費は 419 万円ほどかかります。宣誓書を入場整理券に印刷した場合は、現在よりも 169 万円の郵送料の負担増となります。また、郵送経費のほかにも入場整理券を一からつくり直すレイアウトの変更やコンピューターの打つ位置とか、そういう設定がありますけれども、設定変更など別途増加する経費の試算では 220 万円以上の経費の増加が見込まれます。

また、現時点での導入につきましては困難なことから、当面、次回の選挙より期日前投票の宣誓書をホームページでダウンロードできるようにすることや、選挙管理委員会事務局、各出張所にも期日前投票の宣誓書を備えつけ、事前に記入し持参できるよう対応してまいりたい、このように考えております。

- 8 番 (荒金卓雄君) 今、局長がおっしゃったことをもう 1 回ちょっと確認しますが、今、これが別府市から送られてくる選挙はがき。まだ圧着されていないままです。これ、ハガキ大の用紙が三つつながっている格好です。このちょうど真ん中のところに 3 名分の名前を書けるところ。ですから、1 世帯で 3 名までの家族であれば 1 通で済む。4 人以上であれば 2 通目にかかるということで、現在、現在というか平成 23 年 4 月では 6 万 230 通出したので、経費として 250 万ほどかかった。これは単純に割り算しますと、1 通当たり 41.5 円、これが割り引きの金額で、17%ほどの割り引きになっております。今、私が申しました、今、別府市で使っておりますこの期日前投票の用紙、これが A 4 サイズです。これを何とかこのはがきに入れ込もうという要望をしているわけですが、局長がおっしゃっているのは、これの内容もいろいろ多い、だから、今 1 つのはがきに 3 人分書けているけれども、この宣誓書を入れれば 1 通に 1 人しか入れられなくなりますよということで、そうすると必然的に発送枚数は有権者数になるということで、10 万 957 通で、それ掛け 41.5 で 419 万円。これまでの 250 万円から郵送料だけでも 169 万円アップします。ですから、それだけのアップが発生する。それも選挙ごとに発生するわけですから、とても難しいという話です。それに加えて、これの裏に期日前投票の内容を印刷というか、盛り込むわけですから、今の印刷内容の版を変更する必要があります。また名前とか住所とかの情報、別府市のコンピューターで印刷していますけれども、それを変更するのにシステム変更の費用がかかって、それだけで 220 万円かかるということで、とてもではないができませんよとおっしゃっているわけです。

ところが、ここに実は憎い実例があるのです。これが、静岡県森町という、これも別府市と同じはがきサイズの 3 枚つながりのやつを圧着して送っているのです。これは、はがきに実は 4 人書けるようにしている。それは、別府市はこの真ん中の分にしか名前を書くのを設けていませんから、3 分の 1 でしているのですが、この森町のは 2 枚にそれぞれ書けるようにして、半分ずつを使っていますので、合計 4 人分が実は同じはがきの圧着で書けている。なおかつ宣誓書は、裏に印刷する前の宣誓書は、やはり別府市と同じ A 4 サイズのやつでした。だから、これをはがきに盛り込んで、なおかつ 4 人のままというのが、去年平成 23 年 4 月の統一地方選のときに実は使われているのです。ですから、技術的には可能なのです。

そうすると、さっき局長がおっしゃった郵送料が、1 人 1 通になると 169 万アップしますというのは、これはもう全くゼロになります。下手すると、これまで 4 人家族だったから 2 通になっていたというのが、4 人書けるから 1 通になって、逆に郵送料は減る要因が

あるわけですから、あと考えないといけないのは、印刷の版の変更、またコンピューターの印刷のシステム変更、これで見込んである220万のアップがかかるからどうなのかというところになるのですが、実は選挙は10年間ぐらい見ますと、10回ぐらいあっているのです。統一地方選が4年ごとですから、必ず2回あります。そうすると市長・市議会議員選挙と県知事・県議会議員選挙で合わせて4回ある。参議院が3年ごとですと必ず3回ある。衆議院も3年ごとか4年ごとですから2回か3回ある。だから、10年を見れば必ず10回ある。そうすると、この版を変えたときにかかる220万というのは、10年見れば1年間に22万円の出費増という程度なのです。それで有権者の期日前投票の利便性が大きくアップするというので、だから、技術的にも費用の面でも十分可能性があるのですが、どうですか。これは積極的に取り組んでもらいたいと思いますが……。

○選挙管理委員会事務局長（吉野 武君） お答えいたします。

議員御指摘の、1通のはがきに宣誓書を4名分載せるとなると、現在、別府市の入場整理券には、お知らせの部分にそれぞれの投票所の略図や期日前投票の案内とか、別府市の公式サイトでQRコードなどを印刷しております。そういった部分がある程度削除しなければならぬ部分も出てきますでしょうし、住所・氏名の記入欄のスペースをちょっと小さくするとか、字の大きさの問題等もございますので、コンピューターのシステム変更が来年12月までで予定されておりますので、他市の状況を参考にする中で研究させていただきたい、そのように考えております。

○8番（荒金卓雄君） もう明らかに費用の問題はクリアされたというふうに私は思います。ですから、今おっしゃったコンピューターの変更のタイミング、まだまだそれは、例えば今度の近いうちに予定されているような衆議院選挙にというようなことは、それは困難な部分はあるかと思えますけれども、迅速に計画を練って、コンピューターが変わるときにぱっと選管のはがきが変わりましたと言えるような対応をぜひやってほしいということをお願いします。

もう1個だけ、この期日前投票に関係してですが、いわゆる病院や……、ごめんなさい。もう1個は、要は出張、今は別府市役所のレセプションホールでしか期日前投票はやっておりませんが、その場所をふやせないか。例えば南部出張所とか、そういうところでふやして、少しでも高齢者の方に行きやすい、そういう環境をつくってもらいたいと思いますが、どうですか。

○選挙管理委員会事務局長（吉野 武君） お答えいたします。

期日前投票所の増設につきましては、幾つかの問題点がございまして、まず、市のホストコンピューターとオンラインで結ばれる専用回線が必要となってまいります。そのほかに職員の配置はもちろんですけれども、投票管理者、同職務代理者、投票立会人、受付事務員等を含め最低13名以上の人員配置が必要で、駐車場の問題、投票終了後に投票箱を保管する金庫の設置、また衆議院選挙となりますと、選挙運動期間が12日間で、期日前投票日は11日間でございます。少なくとも期日前投票が始まる前日に会場の設営をし、最終日の翌日に撤収しますので、会場を13日間連続して確保しなければならなくなります。また参議院選挙の場合は、18日間という長期間場所の確保が必要です。また衆議院選挙の場合は、解散がございまして、事前に会場の確保が難しく、日程が決まったときにはすでに時間単位でいろんな団体の予約で埋まっているというのが現状でございます。

選挙執行経費の削減が行われている状況からしても、期日前投票所の増設につきましては、非常に厳しい状況でございます。御理解いただきたい、そのように思います。

○8番（荒金卓雄君） 理解できません。オンラインだとか設置工事だとかいうことを言われれば、私も経験上、逆に事情はわかるのです。また、選挙ということで厳密な、厳正な、間違いが起こらないことを担保しながらやらないといけないということも十分わかりま

す。しかし、このはがきの問題でも、やはり実際にやっているところの知恵を借りてくれば、いろいろあろうかと思えます。私もその辺を勉強しますので、また局長もいろいろ先進地のところを調べて考えていただきたいということを申し上げて、この項を終了いたします。

最後に、「障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例」の制定について。

これは、私ももう10回ぐらいの制定部会が行われるのに極力傍聴に行きまして、多くの障がい者の方、また障がい者団体の方、また保護者の方、いろんな方が一生懸命取り組んでいるのを承知しております。

それで、ちょっと時間もないので少し質問をはしりながらやりますが、今回は、この9月に別府市長のほうから別府市障害者自立支援協議会に諮問をしておりました。このいわゆる安心・安全別府市条例の骨格となる部分を練って答申をくださいということで、その答申が、この9月いっぱいに出される予定ですが、この答申内容の中に、ずばり市民の声、また当事者の声がしっかりと生かされているのかどうか。それをずっと携わってきました障害福祉課長、次長、いかがですか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

これまでに2回の市民アンケート調査、1回の意見公募、1回の交流会において、差別や偏見のないまちづくりや安心した暮らし、災害時の安全確保などについての御意見を計946件いただいております。これらの切実な御意見につきましては、条例制定作業部会の部会員の皆様にお示しをし、条例の骨格をつくる過程におきまして、市民の声を生かしてくださるようお願いをしたところであり、現時点での骨格案には市民の声が反映されていると認識をいたしております。

○8番（荒金卓雄君） では、もう1点。別府市の独自性、これは千葉県ですとかさいたま市、熊本県、ちょっと早く制定してきている自治体もあるのですが、九州の中で市としては別府市が、制定が決まれば第1号というようなところですが、その中に別府市の独自性が盛り込まれたこの答申案、条例案になりそうなのかどうか。またあれば、そういう独自性は具体的にどういうものなのか。それをお願いします。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

現時点におきましては、条例制定作業部会における骨格案が整ったところではありますが、その骨格案によれば、2つの独自性を挙げるができると思われまます。

まず1つとして、条例案に明記すべき事項として、市は、東日本大震災を初めこれまでの被災地の教訓をもとに、災害時の支援のあり方、災害時を見越した日常の仕組みの構築及び大分県、他の市町村、防災関係機関、事業者、市民と連携協働できるよう、基本計画の策定に取り組むこととされております。もう1つは、条例案に明記すべき事項として、市は、障がいのある人の保護者が死亡した後の問題を解決するための総合的な対策を策定するための専門家会議を設置することとされております。

○8番（荒金卓雄君） 私も、特に今おっしゃった2つ目の、いわゆる親亡き後の問題、障がい者の子どもを抱えて、そのお父さん、お母さん、保護者の方の最大の心配は、御自分が亡くなった後、我が子は、我が娘はどうなるのだろうかという、親亡き後の問題であります。これはアンケートの中にもいろんな御意見があったのを私も知っております。もちろん、そのためには施設が必要だとか、またいろんな経費がかかるというのも出てきますけれども、この問題をどう条例の中に盛り込んで、またそれを今後どう障害福祉の政策に生かしていくか。これ、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。この後は、市役所庁内での検討委員会にその答申が渡され、今度は条例案というのが出て、実は来年の6月にはこの別府市議会にこの安心・安全条例が上程予定ということですから、私もまた引き続き勉強させていただきながら、非常に重要な条例と思っておりますので、いい条例になる

ように頑張っていきたいと思います。

ちょっと時間が足りませんので、以上で終了いたします。ありがとうございました。

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時00分 散会